

## 第3編 健康福祉

福祉政策

高齢福祉

障がい福祉

生活福祉

児童（母子）福祉

保険年金

健康

介護保険事業

市民病院



# 第1章 福祉政策

福祉総務課

## 第1節 地域福祉の推進

少子・高齢化が進む中、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が求められている。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生力の高いコミュニティを構築する必要がある。

本市では、平成31年3月に策定した「平塚市地域福祉リーディングプラン」に基づき、住民相互の支え合い、ふれあい交流活動の活性化を図るため、地域、社会福祉協議会及び行政の協働により、「町内福祉村」の活動拠点整備や活動の仕組みづくりを進め、地域福祉を推進している。

### 【町内福祉村設置状況等】

開設年度	地区名称（通称名）	拠点所在地
H10	松原地区町内福祉村	天沼 7-8 (松原分庁舎内)
H11	花水地区町内福祉村	袖ヶ浜 20-1 (なぎさふれあいセンター内)
H12	港地区町内福祉村	夕陽ヶ丘 66-1 (港ベイサイドホール内)
H14	金田地区町内福祉村 (いちごの会)	入野 104-2 (金田公民館付随)
H15	岡崎地区町内福祉村 (おかざき鈴の里)	岡崎 5928
H16	松が丘地区町内福祉村 (みんなの広場)	東中原 2-5-15 (市営東中原住宅集会場)
H16	城島地区町内福祉村 (城島ふれあいの里)	小鍋島 621-1 (城島分庁舎内)
H18	大神地区町内福祉村 (大神よりきの郷)	大神 3344-4 (リフレッシュプラザ平塚内)
H19	八幡地区町内福祉村	西八幡 2-3-50
H22	旭南地区町内福祉村 (あさひの絆)	出縄 184-2
H22	富士見地区町内福祉村 (ぬくもりの家)	中里 35-1
H23	旭北地区町内福祉村	公所 868 (西部福祉会館内)
H24	吉沢地区町内福祉村 (ひだまりの里)	上吉沢 226
H25	横内地区町内福祉村 (横内スマイル広場)	横内 3790-2
H25	なでしこ地区町内福祉村	撫子原 12-54 (なでしこ公民館内)

開設年度	地区名称（通称名）	拠点所在地
H26	四之宮地区町内福祉村	四之宮 3-20-26 (四之宮公民館内)
H27	田村地区町内福祉村 (たむら福祉村)	田村 5-27-12 (田村自治会館内)
H29	豊田地区町内福祉村	南豊田 381 (豊田分庁舎内)

町内福祉村の実践活動は地域住民の主体的な参加によって進められ、地域のボランティアによる相談の場を設け、身近な生活支援、ふれあい交流活動を実施している。

なお、平成 28 年度からは町内福祉村活動の一部に介護保険法に規定される介護予防・日常生活支援総合事業を取り入れている。

#### 【町内福祉村のボランティア登録者数及び活動実績】

年度	町内福祉村 設置地区数	ボランティア 登録者数	相談件数	身近な生活 支援件数	ふれあい交 流開催数	ふれあい交 流参加者数
H23	12	1,183 人	563 件	1,660 件	—	—
H24	13	1,277 人	518 件	1,837 件	—	—
H25	15	1,487 人	476 件	1,884 件	—	—
H26	16	1,563 人	1,161 件	2,269 件	—	—
H27	17	1,654 人	524 件	2,816 件	—	—
H28	17	1,670 人	1,136 件	2,430 件	6,660 回	88,847 人
H29	18	1,810 人	1,403 件	3,797 件	6,960 回	101,224 人
H30	18	1,945 人	1,996 件	4,250 件	7,440 回	99,054 人
R 元	18	1,984 人	1,783 件	4,570 件	7,493 回	91,164 人
R 2	18	1,882 人	1,294 件	4,155 件	5,046 回	40,295 人

※平成 26 年度の相談件数は、「話し相手」のような依頼を含めたため件数が増加

※平成 28 年度から相談件数に、他機関からの問い合わせ等も含めたため件数が増加

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各活動を縮小したため、各数値が大きく減少

## 第 2 節 自殺対策

日本の自殺者数は平成 24 年に年間 3 万人を下回ったものの、いまだに約 2 万人の方が自殺で亡くなっており、深刻な状況である。

平成 18 年 10 月に自殺対策を総合的に推進して自殺防止を図るとともに自殺者の親族等に対する支援について定めた「自殺対策基本法」が施行され、この基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として、平成 19 年 6 月に「自殺総合対策大綱」が策定された。

平塚市においても、自殺対策のための条例である「平塚市民のこころと命を守る条例」が平成 19 年 12 月議会において可決、制定された。

この条例が施行された平成 20 年度から、「こころと命のサポート事業」として条例の基本的施策に基づく具体的な取組を実施している。

さらに、平成 28 年の自殺対策基本法の改正により、各自治体に対して、地域の実態、特性に応じ

た自殺対策計画の策定が義務付けられた。

平塚市では、平成31年3月に「第1期平塚市自殺対策計画」を策定した。

## 1 こころと命のサポート事業内容

### (1) 普及啓発関連

ア 相談窓口案内「気づいてくださいこころのサイン」を活用した普及啓発

「ひとりで悩まず相談を」というメッセージと相談窓口の情報を広く伝えることを目的に作成し周知を図っている。

イ メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を活用した普及啓発

パソコンや携帯電話、スマートフォンを使って簡単にストレスや心の落ち込み度がチェックできるメンタルヘルスチェックシステムを導入し、サービス提供している。

ウ 自殺予防週間（9月10日～16日）・自殺対策強化月間（3月）関連事業

図書館に「こころと命のサポートのための本」コーナー設置、ポスター掲示、広報ひらつか・FM湘南ナパサ・ホームページ・デジタルサイネージでの情報発信を実施した。街頭キャンペーンは新型コロナウイルス感染症の影響により規模を縮小したが、代替キャンペーンとしてスーパーマーケット・ネットカフェ等へ相談窓口案内・キャンペーングッズの配架を実施した。図書館での映画上映は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

エ 命の大切さの普及啓発（協働事業で実施）

日ごろから本を通じた地域活動をしている団体と、本の読み聞かせ等の活動を通じて「命の大切さ」を伝える取り組みを協働で進めている。保育園、小・中学校等での「いのちの尊さをつたえる本」の読み聞かせを実施した。中学生による自殺対策普及啓発ポスターの作製、命の大切さを感じてもらおう保育体験ボランティアは、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。（協働先団体：浜岳中学校区子ども読書活動推進協議会）

オ 視聴覚教材を活用した普及啓発

学校での道徳教育や人権教育で活用してもらうためにいじめの問題や命の大切さをテーマとしたDVDの貸出について学校等へ周知した。

### (2) 人材育成関連

ア 中学生を対象にした「生き方・命の大切さを学ぶ講演会」を実施した。

イ ゲートキーパー養成

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成した。

ウ 自殺対策研修会

自殺の問題への正しい理解を深めるとともに、関係者等の専門知識向上のため、研修会を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

### (3) 推進体制関連

自殺対策を推進していくため、自殺対策庁内会議、自殺対策担当者会議、平塚市自殺対策会議を開催し、庁内外との連携協力体制の強化、情報共有を図った。

(4) その他

身近な方、大切な方を自死で亡くされた方を対象に、気持ちを語り、わかちあう「わかちあいの会（自死遺族の集い）」を神奈川県と協働で実施した。

### 第3節 保健福祉総合相談窓口

多様で複合的な課題を抱える相談者に対する支援として、総合的に相談内容を把握、整理し、担当課との調整を行い、解決を図った。

複数の窓口に及ぶ相談についても、相談者に担当窓口まで足を運ばせることなく、連絡及び調整を迅速に行い、問題等の解決に努めた。また、保健福祉に関する情報の収集及び提供を行った。

令和2年4月から令和3年3月までの相談の総件数及び内容は、次のとおりである。

総件数：来所相談 147 件、電話相談 417 件

区分	件数		区分	件数	
	来所相談	電話相談		来所相談	電話相談
成年後見	18	5	家族関係	2	3
介護保険	1	1	住宅関係	0	0
高齢者福祉	3	9	病院・医療関係	1	7
在宅福祉・介護	2	1	生活環境	2	0
障害者福祉	2	11	生活困窮（生活・就労相談）	19	44
生活保護	2	1	生活困窮（医療費相談）	1	3
児童・母子福祉	0	3	住居確保給付金	67	230
年金・保険	0	1	健康・保健関係	1	1
貸付相談	0	9	子育て	0	0
DV	1	0	教育関係	0	0
ホームレス	5	6	ボランティア	0	0
こころの健康（悩み、うつ、依存症）	13	63	その他	7	19

## 第4節 生活困窮者自立支援

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、仕事や生活に困っている生活困窮者に対する自立支援を行っている。この制度は、いわゆる第2のセーフティネットと呼ばれる、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うものである。

また、同法の規定を踏まえ、平塚市では平成31年3月に「第1期平塚市生活困窮者自立支援計画」を策定した。

### 1 自立相談支援事業

自立相談支援事業については、平塚市社会福祉協議会へ委託して実施し、相談を行う窓口である「くらしサポート相談」を保健福祉総合相談窓口と併設する形で本館内に設置している。

令和2年4月から令和3年3月までの支援状況は、次のとおりである。

プラン作成件数204件、就労者数22人、増収者数10人

令和2年4月から令和3年3月までの相談の総件数及び内容は、次のとおりである。

総件数：来所相談6,507件、電話相談3,460件

区分	件数		区分	件数	
	来所相談	電話相談		来所相談	電話相談
成年後見	0	0	家族関係	20	5
介護保険	2	2	住宅関係	34	99
高齢者福祉	1	0	病院・医療関係	2	5
在宅福祉・介護	2	4	生活環境	10	19
障害者福祉	2	1	生活困窮（生活・就労相談）	1,609	938
生活保護	42	21	生活困窮（医療費相談）	7	17
児童・母子福祉	0	1	住居確保給付金	1,138	316
年金・保険	5	21	健康・保健関係	0	2
貸付相談	3,515	1,884	子育て	0	0
DV	0	0	教育関係	0	0
ホームレス	75	17	ボランティア	0	0
こころの健康（悩み、うつ、依存症）	33	91	その他	10	17

### 2 ホームレス自立支援事業

長引く不況による失業や病気、人間関係、家庭内の問題等様々な要因が複雑に絡み合っ、ホームレス（路上（野宿）生活者）は年々増加し、平塚市においても、平成15年1月に実施された全国調査で県内では横浜、川崎に次いで3番目に多い112人のホームレスが確認された。ホームレスの問題に関しては、平成14年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が公布され、この中で、国や地方公共団体の責務が明らかにされ、自立の意思があるホームレスを支援することになった。10年間の時限立法として成立した同法は、その後、平成24年6月の法改正により

5年間、平成29年6月の法改正によりさらに10年間延長され、引き続き、自立の意思のあるホームレスに対する支援及び施策の推進が行われることになった。

平成27年度からは、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業として、これまで実施していたホームレス巡回相談等を行うこととなった。現在は、同事業の委託先である平塚市社会福祉協議会と平塚市が協働して、月2回のホームレス巡回相談などのホームレス自立支援施策及び支援を行っている。

なお、平塚市のホームレスの人数は、全国調査（目視調査）の結果、令和3年1月時点で38人となっている。

### 3 住居確保給付金

平成24年度まで実施していた「住宅手当緊急特別措置事業」、平成26年度まで実施していた「住宅支援給付事業」にかわるもので、離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由、都合によらない給与、就業機会の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行った。住居確保給付金は3か月を限度とし住宅費を支給し、一定の要件を満たせば3回まで延長可能であるとともに、就労支援相談員による就労支援を実施するものである。

令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）における申請等件数は次のとおりである。

年度	申請件数	支給決定件数
2年度	514 人	454 人

## 第5節 成年後見制度

認知症や知的及び精神障がい等により判断能力が十分でない方に対する権利擁護の観点から、成年後見制度の市長申立てや後見人等に対する報酬を助成する等の利用支援を行った。また、地域に根差した権利擁護推進の中核機関として平成26年9月に平塚市成年後見利用支援センターを設置し、公開講座や出張講座の開催による制度の普及啓発活動や、弁護士による専門相談の実施等により成年後見制度の利用支援を図るとともに、地域における成年後見制度の担い手育成として、市民後見人の育成・活動支援を行った。

平成30年度～令和2年度における相談等件数は次のとおりである。

年度	電話相談	来所相談	相談計
平成30年度	451 件	141 件	592 件
令和元年度	414 件	164 件	578 件
令和2年度	467 件	126 件	593 件

また、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務とされた。

平塚市では平成31年3月に「第1期平塚市成年後見制度利用促進計画」を策定した。



## 第6節 民生委員児童委員

本市民生委員児童委員定数は406人（令和元年12月1日～）で、うち46人が主任児童委員である。令和2年度における活動状況は次のとおり。

相談・支援件数 (内容別)	区 分	件数	相談・支援件数 (分野別)	区 分	件数
	在宅福祉			329	高齢者に関すること
介護保険		213	障害者に関すること	551	
健康・保健医療		619	子どもに関すること	687	
子育て・母子保健		142	その他	1,124	
子どもの地域生活		156			
子どもの教育・学校生活		110			
生活費		391			
年金・保険		31			
仕事		35			
家族関係		249			
住居		92			
生活環境		207			
日常的な支援		1,552			
その他		2,009			
計		6,132	計	6,132	
その他の活動件数	調査・実態把握	4,532	訪問回数	訪問・連絡活動	34,197
	行事・事業・会議への参加・協力	8,471		その他（調査等）	24,678
	地域福祉活動・自主活動	11,864		計	58,875
	民児協運営・研修	14,124	連絡調整回数	委員相互	23,791
	証明（調査・確認等）事務	272		その他の関係機関	10,667
	要保護児童の発見の通告・仲介	55		計	34,458
	計	39,318	活動日数		52,796
合 計	45,450				

## 第7節 社会福祉基金

市民・企業・団体・行政が一体となって、地域福祉の充実を図るため、市の拠出金と市民からの寄附金による平塚市社会福祉基金を昭和56年度から設置している。この基金設定により、市民の地域福祉活動への関心が高まってきている。基金事業としては、(1)地域福祉活動の条件整備及び推進に関する事業 (2) ボランティアの育成及び活動の支援・推進に関する事業 (3) 各種援護の充実を図る事業 (4) その他福祉施策の展開を図るための活動経費及び助成事業等を行っている。

### 1 基金の受入状況

(単位 円)

年度	区 分	寄 附 件 数	寄 附 金 額	基金受入累計額
29年度		75	2,331,975	1,022,039,805
30年度		74	3,142,463	1,025,182,268
元年度		63	2,525,391	1,027,707,659
2年度		44	1,025,267	1,028,732,926

## 第8節 福社会館・南部福社会館・西部福社会館・七国荘・余熱利用施設

### 1 福社会館

平塚市福社会館は、市内における総合福祉施設として主に高齢者と障がい者（児）を対象に、健康上の問題や心配ごとなどの福祉相談をはじめ、憩いの場の提供、機能回復訓練、ボランティア活動の援護を行った。令和2年度の実績は次のとおりである。

#### (1) 利用状況

ア 老人福祉センターの利用 (単位 人)

団体利用	個人利用	計
524	19,641	20,165

イ 会議室等の利用 (単位 人)

第1会議室	第2会議室	第3会議室	第4会議室	料理講習室	点訳奉仕室	図書室
2,842	4,545	2,947	1,796	236	1,180	150
録音奉仕室	ボランティアセンター活動室	身障いこい室	身障知的障がい判定室	奉仕活動室	集会室	計
392	1,005	266	0	780	625	16,764

ウ 相談室の利用

B相談室 888件

C相談室 462件

D相談室 238件

#### (2) 事業内容

ア 老人福祉センター

老人福祉センターは、市内在住の高齢者及び障がい者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供し、健康で明るい生活を送ってもらうことを目的として開設している。

なお、毎月第2・第4日曜日には、障がい者団体を対象に日曜開館を実施している。

イ 健康相談

血圧測定等 5,922人

ウ 主な講座

(ア) 初心者のためのスマートフォン講座 1回 延参加人数 11人

(イ) 看護師によるミニ講座 3回 " 31人

### 2 南部福社会館

平塚市南部福社会館は、高齢者及び障がい者等の福祉並びに健康の保持・増進に寄与した。令和2年度の実績は次のとおりである。

#### (1) 利用状況

ア 老人福祉センターの利用 (単位 人)

団体利用	個人利用	計
0	11,903	11,903

イ 会議室の利用 (単位 人)

会議室	ボランティア活動室	計
1,730	2,281	4,011

ウ 機能回復訓練用温水プールの利用 (単位 人)

機能訓練会		教室		個人	団体	計
0回	0	24回	357	6,910	112	7,379

エ 健康相談

血圧測定等 1,262人

オ 主な講座

くすの木体操・健康チャレンジ体操	月1～2回程度	延参加人数	259人
エンジョイステップ&エアロ	月1回程度	〃	112人
プール健康づくり教室	月4回程度	〃	302人
クラフト教室	5回	〃	63人

カ 主な自主事業

リラクゼーションヨガ	月1回	延参加人数	43人
------------	-----	-------	-----

3 西部福祉会館

平塚市西部福祉会館は、高齢者及び障がい者、子育て中の親やその子ども等の福祉と生活の向上を図ることに寄与した。令和2年度の実績は次のとおりである。

(1) 利用状況

ア 老人福祉センターの利用 (単位 人)

団体利用	個人利用	計
416	15,809	16,225

イ 子育てサロンの利用 (単位 人)

どれみ (水～土)	のびのび (日～火)	計
3,040	948	3,988

ウ 会議室等の利用 (単位 人)

会議室	小会議室	工芸室	教養娯楽室	地域活動室	調理室	計
3,597	911	2,054	3,741	92	10	10,405

教養娯楽室の人数は、老人福祉センターの個人利用の数字に含まれる。

エ 多目的ホールの利用

(単位 人)

計
7,589

オ 健康相談

血圧測定等 1,797人

カ 主な高齢者集い事業

介護予防体操・足健康教室	月1回程度	延参加人数	379人
ピンポンの日	月1回程度	〃	168人
はつらつビューティー体操	月1回程度	〃	253人
オレンジカフェ	月2回程度	〃	134人

キ 主な自主事業

リラクゼーションヨガ教室	月2回	延参加人数	338人
西部ハッピーライフ健康体操	月2回	〃	434人

ク 主な子育て支援事業

おもちゃの病院	月1回程度	延参加人数	282人
スワローランド	月1回程度	〃	109人

4 七国荘

七国荘は、老人憩いの家として設置し、高齢者及び青少年に対し教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、高齢者及び青少年の福祉の増進を図った。

(1) 利用状況

(単位 人)

団体利用	個人利用	青少年の家	計
319	615	0	934

ア 主な高齢者集い事業

囲碁ボール	月1回程度	延参加人数	61人
七国健康体操	月1回程度	〃	36人
文化教養教室	月1回程度	〃	86人

イ 主な青少年支援事業

サマーイベント	中止
---------	----

5 余熱利用施設（リフレッシュプラザ平塚）

平塚市余熱利用施設は、市民の健康及び福祉の増進並びに市民相互の交流促進を目的とし、子どもから高齢者の健康と福祉の向上を図ることに寄与した。令和2年度の実績は次のとおりである。

(1) 利用状況 (単位 人)

健康増進室	トレーニング室	浴場	その他	計
12,998	5,773	13,480	6,162	38,413

ア 健康相談

94人

イ 主な健康増進事業

子供泳ぎ方教室	定期的に開催	延参加人数	466人
大人向け泳ぎ方教室	〃	〃	160人
アクアトレーニング	〃	〃	187人
エアロビクス	〃	〃	502人
サーキットトレーニング	〃	〃	166人
健康体操（ダンベル編）	〃	〃	266人

ウ 主な老人福祉事業

家族介護リフレッシュ事業	月1～2回程度	〃	101人
フレイルチェック測定会	2回	〃	22人

※各館の利用状況のまとめについては、次のとおり

施設名	区分	利用人数	
福祉会館	老人福祉センター		20,084
	会議室等	第1会議室	2,842
		第2会議室	4,545
		第3会議室	2,947
		第4会議室	1,796
		料理講習室	236
		点訳奉仕室	1,180
		図書室	150
		録音奉仕室	392
		ボランティアセンター活動室	1,005
		身障いこい室	266
		判定室	0
		奉仕活動室	780
		集会室	625
		小計	16,764
		合計	36,848
南部福祉会館	老人福祉センター		11,903
	会議室等	会議室	1,730
		ボランティア活動室	2,281
		小計	4,011
	機能回復訓練用プール		7,379
	花水公民館附属体育館		112
合計	23,405		
西部福祉会館	老人福祉センター		16,225
	子育てサロン	子育てサロンどれみ(水～土)	3,040
		子育てサロンのびのび(日～火)	948
		小計	3,988
	会議室等	会議室	3,597
		小会議室	911
		工芸室	2,054
		(教養娯楽室)※老人福祉センターの数字に含まれる。	(3,741)
		地域活動室	92
		調理場	10
		小計	6,664
多目的ホール		7,589	
その他		78	
合計	34,544		
七国荘	老人憩いの家		934
余熱利用施設	健康増進・老人福祉	健康増進室(水中トレーニング槽)	12,998
		トレーニング室	5,773
		多目的室A	168
		多目的室B	39
		教養娯楽室	1,299
		機能回復訓練室	861
		集会室	3,795
		健康相談室	0
		浴場	13,480
合計	38,413		

## 第9節 社会福祉法人関係

### 1 社会福祉法人の所轄庁

平成25年4月1日から社会福祉法人に関する許認可等の権限が国、都道府県、政令指定都市及び中核市に加えて一般市にまで拡大された。これにより、平塚市の区域内でのみ事業を行う社会福祉法人は平塚市が所轄庁となり、許認可等の業務を行うこととなった。

平塚市が所管する社会福祉法人一覧

社会福祉法人名	住 所	主な施設
旭福社会	平塚市河内310	あさひ保育園(児童)
大野福社会	平塚市四之宮2丁目10-10	八幡保育園(児童)
岡崎福社会	平塚市岡崎449	ゆうかり保育園(児童)、岡崎ケアセンター(高齢)
研水会	平塚市万田888-1	高根台ホーム(高齢)
湘南敬友会	平塚市岡崎4015-1	陽だまりの丘(高齢)
湘南曾寿会	平塚市南豊田85-1	豊田敬愛ホーム(高齢)
湘南富士見会	平塚市桜ヶ丘9-41	桜ヶ丘ケアセンター(高齢)
真幸会	平塚市万田939-4	真土すばる保育園(児童)、ケアハウス湘南の里(高齢)
伸生会	平塚市御殿2丁目17-42	平塚特別養護老人ホーム(高齢)
進和学園	平塚市万田475	進和やましろホーム(障がい)、いずみ保育園(児童)
則信会	平塚市西真土4丁目23-35	ケアハウスういすたりあ(高齢)
つちや社会福祉会	平塚市土屋2196-1	ローズヒル(高齢)
徳栄会	平塚市花水台12-28	もんもん保育園(児童)
中原福社会	平塚市南豊田301-1	中原保育園(児童)
花	平塚市南金目346-1	てい工房花はな(障がい)
浜岳福社会	平塚市北金目2丁目9-24	金目保育園(児童)
平塚市社会福祉協議会	平塚市追分1-43	
平塚地域生活福祉会	平塚市平塚5丁目8-26	スペースセル(障がい)
翠福社会	平塚市四之宮1丁目8-92	みどり保育所(児童)
和心知会	平塚市片岡833-10	わしんち元気・平塚(高齢)

### 2 設立、定款変更の認可等

社会福祉法人の設立、定款の変更等については、所轄庁の認可を受けなければその効力は生じない。また、基本財産の担保提供等については、所轄庁の承認が必要となる。

許認可・届出等件数

(単位 件数)

項 目	令和2年度	令和元年度	平成30年度
設立認可	0	0	0
定款変更認可	10	2	7
基本財産の処分	0	0	0
担保提供等の承認	0	1	0
合併認可	0	0	0
定款変更届	2	2	0
代表者の変更届	0	3	0

### 3 指導監査

社会福祉法人は、主に障がい者や児童、高齢者などの社会的な立場の弱い者を対象とした福祉サービスを行っており、公的な優遇措置も受けていることから、適正な法人運営と安定的な社会福祉事業の経営を確保するため、本市が運営全般に対して積極的に助言、指導を行っている。

また、指導監査において重大な問題又は不祥事が判明した法人に対しては、改善が認められるまで継続的に指導監査を実施している。

なお、指導監査の結果等はホームページ上で公開している。

#### (1) 一般指導監査

##### ア 定期指導監査

原則3年に1回、指導監査を行うが、外部監査の実施や苦情解決の取組み、福祉サービス第三者評価の受審等の取組みを積極的に進めている法人については、5年に1回とする。

##### イ 臨時指導監査

定期的な指導監査以外に、調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に指導監査を実施する。

#### (2) 特別指導監査

定期指導監査において法人運営に法律・基準・定款に著しい違反が認められるなど運営に重大な問題を有する法人について、指導監査を行う。

指導監査件数

項目	令和2年度	令和元年度	平成30年度	単位
指導監査	8	8	11	法人
文書指摘	40	30	14	件
法人運営	37	24	8	件
法人会計	30	6	6	件
口頭指摘	42	28	33	件
法人運営	20	17	19	件
法人会計	22	11	14	件



## 第2章 高齢福祉

高齢福祉課

令和7年(2025年)にはいわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる。こうした中、介護保険制度を維持し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことを可能とするために、限りある資源を効率的かつ効果的に活用することに加え、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となる。

これらを踏まえ、高齢者の生活支援に取り組み、安心していきいきと生活を営めるよう高齢者福祉施策の充実に努めた。

### 1 高齢者福祉計画(平成30年度～令和2年度)の推進

平成30年度からの3か年を計画期間とする高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第7期])に基づき、その理念として掲げる「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせるまち」の実現を図るため、高齢福祉分野等の事業を展開して在宅福祉サービスの充実に努めた。

### 2 老人ホームへの入所委託

養護老人ホームへの本年度入所委託は次のとおりである。

老人ホーム措置状況

(単位 人)

養 護 老 人 ホ ー ム		
施 設 名	元年度	2年度
平塚養護老人ホーム	52	51
横須賀老人ホーム	1	0
湘風園	1	1
富岡ホーム	14	12
敬愛の園	1	1
えびな南高齢者施設	2	2
藤沢養護老人ホーム	1	1
平成の杜(静岡県)	1	1
天羽養護老人ホーム(千葉県)	1	1
計	74	70

老人福祉法第10条及び第11条の規定に基づくやむを得ない事由による措置の状況は次のとおりである。

やむを得ない措置状況

令和元年度 利用者 17人

令和2年度 利用者 11人

### 3 敬老祝品の贈呈

高齢者に敬愛の意を表し、88歳の方にはメッセージカード、99歳以上の方にはメッセージカードと祝品を9月に贈呈した。敬老祝品贈呈内容は次のとおりである。

敬老祝品贈呈内容

年 齢	対 象 者 数		祝 品
88 歳 (米寿)	男 性 400 人	女 性 765 人	(88 歳) メッセージカード
99 歳 (白寿)	10 人	66 人	(99 歳以上)
100 歳以上	15 人	149 人	メッセージカード、レッグウォーマー、
計	425 人	980 人	ループ付きガーゼタオル、ガーゼマスク

4 軽作業代行事業

ひとり暮らし高齢者等の自立した生活を支援するため、作業員を派遣し、軽易な日常生活援助を行った。

延利用者 110 人 延派遣者数 208 人 事業費 400,900 円

5 通院介助事業

ひとり暮らし高齢者等を対象に、医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対して、通院の機会を確保し、在宅生活の維持向上を図った。

延利用者 29 人 事業費 63,700 円

6 ふとん乾燥・丸洗い事業

ねたきり高齢者が使用している寝具を衛生的にし、快適な日常生活を送ることができるよう巡回によるふとんの乾燥丸洗いを実施した。

延利用者 乾燥 121 人 丸洗い 46 人 事業費 306,955 円

7 在宅時緊急通報システム事業

緊急対応が必要な発作を頻発する可能性があるひとり暮らし高齢者等に緊急通報システム用機器を貸与し、緊急事態発生時における迅速な緊急体制の確立を図り、日常生活の安全の確保を図った。

利用者 104 人 (うち年度途中での撤去 21 人) 事業費 4,319,040 円

8 お話し見守り歩数計 (ひらつかミルック) 事業

ひとり暮らし高齢者等に見守り歩数計機器を貸与し、歩数計機能による利用対象者の健康促進、緊急事態発生時における迅速な救援体制の確立、利用対象者の日常生活の安全確保等を図った。

利用者 294 人 (うち年度途中での撤去 37 人) 事業費 5,555,000 円

9 はいかいSOS平塚事業

認知症高齢者の行方が分からなくなったときに協力機関（タクシー会社、郵便局、FMラジオ局、薬局等）に情報を提供して搜索の協力を依頼するシステムを展開した。また、おおよその位置が測定できる見守りGPSを貸与し、早期発見を図った。

ネットワーク登録者 233人（うちGPS利用者45人） 事業費 474,210円

10 老人クラブ支援

老人クラブは、地域を基盤に60歳以上の会員により、教養・生きがい・体育レクリエーション・奉仕・地域社会交流活動を通じて高齢者の福祉の向上に努めている。市はこれらのクラブの活動を支援するために、補助金を交付した。

老人クラブ補助金交付状況

ク ラ ブ 数	会 員 数	補 助 金
103	4,135人	6,172,014円（うち連合会分2,093,214円）

11 ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス事業

自宅で理容・美容サービスを受けることを希望する、ねたきりや重度障がいの高齢者に対し利用者負担の一部を助成する助成券を交付した。

交付者 98人 使用枚数 208枚 助成額 416,000円

12 老人福祉施設整備助成事業

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者の減少に努めるため、平成30年度から令和2年度までを実施期間とする平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第7期〕）に基づき、特別養護老人ホームの新設に向けて事業者と調整を行った。

## 第3章 障がい福祉

行政総務課、障がい福祉課

本市の障がい者（児）は、身体、知的、精神障害者の合計12,219人（延べ12,584人）である。障がい者が地域の一員として暮らせるようにサービスの拡充を図るとともに、障害福祉サービスが定着するよう努めている。

### 第1節 障がい者の現状

#### 1 身体障害者（児）障害別等級別状況 (単位：人)

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
2年度		2,972	1,289	1,203	1,684	353	492	7,993
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
2年度	肢 体	524	628	999	1,256	387	256	4,050
	聴 覚	0	256	135	189	0	328	908
	視 覚	173	176	60	44	120	41	614
	言 語	0	0	95	66	0	0	161
	内 部	1,767	26	297	604	0	0	2,694
合 計								8,427

#### 2 身体障害者手帳の新規交付

身体障害者福祉法では、身体障害者手帳の交付を受けた者を身体障害者（児）と規定し、法に基づく福祉対策の対象としている。

(単位：人)

	肢 体	聴 覚	視 覚	言 語	内 部	計
2年度	174	38	33	7	259	511

#### 3 知的障害者（児）程度別状況 (単位：人)

	最重度 A1	重 度 A2	中 度 B1	軽 度 B2	計
2年度	397	410	560	811	2,178

注：最重度 A1 I Q おおむね20以下                      中 度 B1 I Q 36～50  
 重 度 A2 I Q おおむね21～35                      軽 度 B2 I Q 51以上

#### 4 療育手帳の新規交付

知的障害者(児)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的として交付される。(単位：人)

	最重度 A1	重度 A2	中度 B1	軽度 B2	計
2年度	1	7	15	66	89

#### 5 精神障害者保健福祉手帳所持者程度別状況

(単位：人)

	1級	2級	3級	計
2年度	320	1,500	593	2,413

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正により、平成14年度から市が精神障害者に対する福祉業務の窓口となっている。

#### 6 精神障害者保健福祉手帳の新規交付

精神障害者に対して、各種の制度利用を目的として交付される。(単位：人)

	1級	2級	3級	計
2年度	10	92	78	180

## 第2節 補装具及び日常生活用具

#### 1 補装具費の支給

身体の失われた部分や障がいのある部分の機能を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の購入及び修理の費用を身体障害者(児)等に助成する。

(延件数)

		義眼	補聴器	義手	義足	装具	車いす	杖	その他	計
2年度	交付	0	96	1	14	121	34	25	32	323
	修理	0	44	1	12	73	95	0	16	241
合計		0	140	2	26	194	129	25	48	564

#### 2 日常生活用具給付等事業

身体障害者(児)等の日常生活が、より円滑に行われるための用具の購入費用を助成する。

(延件数)

	介護・訓練 支援用具	自立生活 支援用具	在宅療養等 支援用具	情報・意思 疎通支援用具		排泄管理 支援用具	計
				点字図書	その他		
2年度	9	44	64	2	42	6,646	6,807

### 第3節 自立支援給付・地域生活支援事業・自立支援医療

#### 1 居宅介護事業（ホームヘルプサービス）等

重度の障がい等のため、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）の家庭等を訪問して、家事、介護及び通院の介助、視覚障がい者の同行援護等を行う。

	利用者数（人）	派遣時間数（時間）
2年度	359	67,516

#### 2 移動支援

重度の障がい等のため、移動に介助が必要な障がい者（児）（全身性障がい、知的障がい、精神障がい）に対して、社会参加等のための移動支援を行う。

	利用者数（人）	派遣時間数（時間）
2年度	150	7,248

#### 3 短期入所事業

重度の障がい者（児）を介護している家族が、疾病や旅行等の理由によって介護ができない場合、一時的（1週間程度）に障がい者（児）が施設へ入所する。

	利用者数（人）	利用日数（日）
2年度	254	10,566

#### 4 生活介護事業

日中活動に常時介護を必要とする障がい者に対して、施設にてサービスを提供する。

	利用者数（人）	利用日数（日）
2年度	638	137,429

#### 5 就労移行支援・就労継続支援A型（雇用契約によるもの）・B型

施設通所型サービスにより、就労や生産活動の機会を提供し、一般就労等への移行支援を行う。

##### 就労移行支援

	利用者数（人）	利用日数（日）
2年度	118	14,365

##### 就労継続支援A型

	利用者数（人）	利用日数（日）
2年度	67	11,298

##### 就労継続支援B型

	利用者数（人）	利用日数（日）
2年度	550	81,342

## 就労定着支援

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
2年度	51	385

### 6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能障害者に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い意思疎通を支援することにより、社会参加を促進する。

		利用者数 (人)	派遣回数 (回)
2年度	手話通訳	43	322
	筆記通訳	7	36

### 7 地域活動支援センター事業

事業所ごとのプログラムに沿って、日中活動の場を提供する。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
2年度	403	48,612

### 8 日中一時支援事業

介護者のレスパイト (休息) 等を目的とした日中の一時預かりサービスを提供する。

	利用者数 (人)	利用回数 (回)
2年度	162	8,243

### 9 施設訓練等支援事業

#### (1) 施設入所支援事業

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行う。

	施設数 (施設)	利用者数 (人)
2年度	52	257

#### (2) 共同生活援助事業

指導職員を配置した住居を提供することにより、障がい者の自立生活を支援し、社会参加を促進する。

		施設数 (施設)	利用者数 (人)
2年度	共同生活援助 (グループホーム)	105	298
	福祉ホーム	2	2

### 10 自立支援医療

#### (1) 自立支援医療 (更生医療)

18歳以上の身体障害者に対して、障がいの軽減や機能の回復を目的とした手術、治療の医療費を一部負担する。

	新規申請者数 (人)	利用者数 (人)
2年度	26	172

(2) 自立支援医療（育成医療）

そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）に対して、その障がいを除去又は軽減するために治療を受けた場合や装具を作成した場合の医療費を一部負担する。

	新規申請者数（人）	利用者数（人）
2年度	4	22

(3) 自立支援医療（精神通院）

精神疾患の治療のため、医療機関に通院している者を対象に、その医療費を一部負担する。

	新規申請者数（人）	利用者数（人）
2年度	276	4,903

## 第4節 相談・手当・重度障害者医療費助成

1 障がい種別ごとの相談件数

平成18年10月から、障がい特性に応じた専門的な相談支援を行えるよう、相談支援事業所へ相談業務を委託している。

(延件数)

		電話	訪問	来所	その他
2年度	しせん相談室ひらつか（身体障がい）	4,765	698	45	519
	サンシティひらつか（知的障がい）	4,355	1,140	802	885
	ほっとステーション平塚（精神障がい）	4,730	143	680	44

2 障がい者就労促進事業

障がい者の就労や職場定着を支援するため、ひらつか就労援助センターに助成している。

	新規相談者数（人）	左記のうち一般就労者数（人）
2年度	45	34

3 障害者虐待防止センター通報受理件数

障害者虐待防止法に基づき、障がい福祉課に障害者虐待防止センターを設置している。

	通報受理件数（件）
2年度	9

4 福祉手当

重度の障がいのために必要となる精神的、物質的な負担の軽減の一助として手当を支給する。

		支給月額（円）	対象人数（人）
2年度	障害児福祉手当	14,880	118
	特別障害者手当	27,350	180
	経過的福祉手当	14,880	8
	心身障害者福祉手当	3,000	5,943



## 5 重度障害者医療費助成事業

重度障がい者に対し医療費の一部を助成することにより負担の軽減を図る。

	対象人数（人）	支給件数（件）
2年度	6,118	179,611

## 第5節 障がい者ワークステーション事業

知的障がい者等が市職員として市役所で働くことにより、仕事のスキルや社会性を身に付け、一般就労へのステップアップを目指し、支援員の指導の下、各課に潜在する軽易な事務作業等をするための場所として、ワークステーションひらつか「夢のタネ」を平成27年2月に設置した。

### 1 設置目的

#### (1) 福祉の視点

ア 「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するまちづくり」（平塚市障がい者福祉計画）を実現するため、障がい者の働く場を提供する。

イ 障がい者の一般就労へのステップアップを支援する。

#### (2) 事業主の視点

ア 障がい者雇用を推進する。（法定雇用率の達成）

イ 公的な事業主として、障がい者雇用の推進モデルを示す。

ウ 庁内の軽易な事務作業等を集約処理し、仕事の効率化を図る。

### 2 職員体制（令和3年4月1日現在）

支援員：3名 障がい者スタッフ：5名

### 3 運営実績

#### (1) 事業実績

庁内 55 の部署から業務の依頼を受けて、通知の封入・封かん、印刷、シュレッダー、パソコンの入力等 581 件の業務を完了させた。また、学校版夢のタネでは、小学校3校で業務を行い、8件完了させた。

#### (2) 就労支援

夢のタネの運営目的の一つであるスタッフの一般就労を目指して民間企業の見学・実習に取り組み、3人が就職した。

また、養護学校やサンシティひらつかなどから見学・実習生を受け入れることにより夢のタネのPRと障がい者の支援を行った。

## 第4章 生活福祉

福祉総務課、生活福祉課

### 第1節 生活保護

本市の生活保護法による被保護世帯数・人員は、令和2年度末現在2,796世帯・3,568人で保護率は13.87%である。近年、保護率は高齢化の進展や単身世帯の増加など、社会的状況を背景に微増傾向で推移していたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により増加した。令和2年度における本市の保護開始は451件で、主な理由は預貯金、手当、仕送り収入の減少・喪失、就労収入の減少・喪失が挙げられる。これに対して廃止は315件で、主な理由は死亡・失そう、就労収入の増加である。

なお、最低生活費の尺度となる生活保護基準は、国民生活の動向等を勘案し、改定されている。

#### 1 生活保護分類

(1) 被保護世帯・人員の状況（年度末現在） (注：%は千分率を示す)

区分 年度	世帯	人口	被保護者		人口に対する 保護率
			世帯	人数	
元	112,857	257,600	2,664	3,414	13.25%
2	114,174	257,189	2,796	3,568	13.87%

(2) 扶助別人員の状況（年間延人数） (単位 人)

区分 年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
元	35,820	36,674	2,296	7,574	34,107	0	797	62
2	36,541	37,780	2,168	8,261	33,473	0	816	70

(3) 世帯構造の状況

ア 労働力類型別世帯（年度末現在） (単位 世帯)

区分 年度	世帯主稼動世帯				世帯員の 稼動世帯	非稼動 世帯
	常用	日雇	内職	その他		
元	219	66	6	52	68	2,253
2	241	61	7	65	67	2,355

イ 世帯類型別世帯（年度末現在） (単位 世帯)

区分 年度	高齢者世帯	母子世帯	傷病障害者世帯	その他
元	1,539	139	591	395
2	1,583	134	607	472

## (4) 保護の開始・廃止の状況

開始の理由	件数	比率	廃止の理由	件数	比率
世帯主の傷病	44 件	9.8 %	世帯主の傷病の治癒	1	0.3 %
世帯員の傷病	4	0.9	世帯員の傷病の治癒	0	0.0
就労収入の減少・喪失	52	11.5	就労収入の増加	40	12.7
世帯主の死去・離別	9	2.0	死亡・失そう	152	48.3
預貯金、手当、仕送り 収入の減少・喪失	288	63.9	年金、手当、仕送り 収入の増加	14	4.4
他市から転入	15	3.3	親族・縁者等の引取	14	4.4
その他	39	8.6	施設入所	3	1.0
			他市への転出	30	9.5
			その他	61	19.4
計	451	100.0	計	315	100.0

## ア 1世帯及び1人当り保護費 (単位 円/月)

区分 年度	世帯当り	1人当り
	元	183,959
2	177,751	139,291

## イ 扶助別保護費の状況 (単位 円)

区分 年度	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費
元	1,785,314,038	1,049,011,769	16,539,210	157,942,600
2	1,821,913,569	1,079,437,980	15,819,047	170,458,463

区分 年度	医療扶助費	その他	施設事務費	計
元	2,763,021,688	21,554,649	87,427,746	5,880,811,700
2	2,768,186,162	22,727,082	85,347,755	5,963,890,058

## 第2節 援護対策

### 1 戦没者遺族援護

#### (1) 平塚市遺族会

市内戦没者遺族等の相談援護や各種慰霊活動を行っている遺族会に対し、その運営及び事業を援助する目的で補助金を交付した。

#### (2) 平塚市戦没者及び戦災殉難者追悼事業

平塚市戦没者及び戦災殉難者を追悼し、平和を祈念するために、令和2年10月、「平塚市戦争犠牲者を追悼し平和を祈念する集い」を実施した。

### 2 災害見舞金

火災等による被災者に対して、次のとおり見舞金等を交付した。

(単位 円)

	全焼・全壊		半焼・半壊		消火損害		床上浸水		土砂等のたい積	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1人世帯	2	160,000	0		0		0		0	
2人以上世帯	2	100,000	0		3	90,000	0		0	
店舗・事務所	0		0		0		0		0	
合計	4	260,000	0		3	90,000	0		0	

	傷病		死亡	
	件数	金額	件数	金額
世帯主	1	50,000	0	
その他	0		1	500,000
合計	1	50,000	1	500,000

### 3 原子爆弾被爆者慰問金

原子爆弾の投下により被爆した方に対し、慰問金5,000円を交付した。

41人 205,000円

## 第5章 児童（母子）福祉

保育課、こども家庭課

### 1 児童手当制度

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。

支給要件は、0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）までの児童を養育する者となっており、支給額は3歳未満の児童1人につき月額15,000円（一律）、3歳以上小学校修了前の児童1人につき月額10,000円（ただし、第3子以降の児童については1人につき月額15,000円）、中学生の児童1人につき月額10,000円（一律）となっている。また、平成24年6月分から所得制限が導入され、所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給となっている。

#### 児童手当延人数及び金額

区分	令和2年度					
	児童手当		特例給付		施設等入所等児童	
	延人数	金額	延人数	金額	延人数	金額
被用者	256,582	2,874,915,000	29,474	147,370,000		
非被用者	51,772	582,150,000	2,000	10,000,000	1,236	12,955,000
小計	308,354	3,457,065,000	31,474	157,370,000	1,236	12,955,000
合計	延人数	金額				
	341,064	3,627,390,000				

### 2 児童扶養手当支給制度

父母の離婚、父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給し、ひとり親世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的とする。

#### 対象者

市内に居住し、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護する母又は監護し生計を同じくする父、あるいは父母にかわって児童を養育している人が手当を受けることができる。

#### 支給要件

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母が裁判所からの保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻しないで生まれた児童
- (9) 父・母ともに不明である児童（孤児など）

・次のような場合、手当は支給されない。

児童が……………ア 国内に住所を有しなくなったとき。

イ 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたりしたとき（非監護）。

ウ 上記支給要件に該当しなくなったとき。

父、母又は養育者が…ア 国内に住所を有しなくなったとき。

イ 婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき。

手当の額		(令和3年3月時点)
区 分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方 (所得に応じて決定)
児童1人のとき	月額43,160円	月額43,150円から10,180円までの10円きざみの額
児童2人のとき	加算額10,190円	加算額10,180円から5,100円までの10円きざみの額
児童3人以上のとき	1人あたりの加算額6,110円	1人あたりの加算額6,100円から3,060円までの10円きざみの額

手当の請求者及び扶養義務者等の所得が政令で定める額以上の場合は、手当の全額又は一部を支給しない。

#### 児童扶養手当延人数及び金額

区 分	令和元年度		令和2年度		
	延人数(人)	金額(円)	延人数(人)	金額(円)	
全額支給者	15,960	683,012,090	11,899	513,296,090	
一部支給者	12,296	356,380,700	9,511	275,743,250	
加算額	2子加算	10,781	101,777,490	8,301	78,425,730
	3子以降加算	3,596	21,209,870	2,536	15,040,930
計		1,162,380,150		882,506,000	

### 3 家庭児童相談

子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握、情報の提供、家庭その他からの相談等の対応を行っている。

相談件数 (単位 件)

	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
元年度	1,433	0	1	0	8	9	1,451
2年度	1,785	0	0	0	1	13	1,799

### 4 母子・父子相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭に対し自立に必要な相談や支援等を行っている。

相談件数 (単位 件)

	生活一般	児童	生活援護	その他	計
元年度	321	195	606	23	1,145
2年度	293	238	670	9	1,210

### 5 児童福祉施設等

令和2年4月1日現在、市内の認可保育所・小規模保育事業所・認定こども園は、認可保育所が37か所、小規模保育事業所が3か所、幼保連携型認定こども園が3か所、幼稚園型認定こども園が3か所あり、また助産施設は1か所となっている。

(1) 保育所等（認可保育所・小規模保育事業所・認定こども園）

ア 施設数・定員・入所者数

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、児童を保育する施設に関する制度が拡充された。本市には認可保育所のほかに小規模保育事業所、認定こども園がある。また、令和2年4月1日現在、保護者の勤務地等の関係による他市からの受託児童は60人、他市への委託児童は71人であった。

なお、令和元年度の数値は「令和2年版行政概要」と集計方法が異なる。

令和2年4月1日現在（管外受委託を除く）

		保育所等		入所者数			
		施設	定員	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
元年度	公立	8か所	693	290	142	276	708
	民間	36か所	3,091	1,293	641	1,285	3,219
	合計	44か所	3,784	1,583	783	1,561	3,927
2年度	公立	8か所	693	277	148	287	712
	民間	38か所	3,251	1,351	651	1,346	3,348
	合計	46か所	3,944	1,628	799	1,633	4,060

イ 保育料階層区分別入所者数

保育料は保護者の前年分の所得税額により算定され、税額により区分された保育料の階層ごとの入所者数は下記のとおりである。

令和2年4月1日現在（管外受委託を除く）

階層	世帯区分		3歳未満児				3歳以上児	総計
			保育料基本額 (円/月)	第1子	第2子	第3子	合計	
A	生活保護世帯		0	10	4	0	14	無償
B	1	市町村民税	0	53	15	3	71	
		非課税世帯	0	14	19	28	61	
C	2	市町村民税	7,200	9	10	3	22	
均等割課税世帯								
D	1	48,600円 未満	10,400	46	22	13	81	
		48,600円 以上	13,400	18	14	6	38	
		60,000円 以上	17,000	33	21	2	56	
		70,000円 以上	21,200	23	21	1	45	
		77,000円 以上	25,600	79	47	4	130	
		97,000円 以上	29,600	132	99	8	239	
		130,000円 以上	34,600	74	50	6	130	
		150,000円 以上	39,400	63	48	6	117	
		169,000円 以上	44,000	138	77	3	218	
		211,000円 以上	49,000	110	69	5	184	
		260,000円 以上	53,800	45	37	1	83	
		301,000円 以上	55,000	47	24	3	74	
		360,000円 以上	56,200	14	7	0	21	
		397,000円 以上	57,600	4	5	0	9	
		425,000円 以上	59,600	5	3	1	9	
450,000円 以上	61,800	1	2	0	3			
475,000円 以上	64,000	14	8	1	23			
			932	602	94	1,628	2,432	4,060

注：1 保育料基本額は、子ども・子育て支援新制度における保育標準時間のもの。他に保育短時間がある。

2 保育料は、第1子は保育料基本額、第2子は基本額の1/2、第3子は無料

- 3 保育料の多子認定による軽減(1/2、無料)は、兄弟のうち幼稚園、保育園等に在籍する未就学児で判断するが、国の幼児教育の段階的無償化により、平成28年4月から低所得世帯等における多子認定の年齢制限が撤廃された。
- 4 市民税の所得割額が77,101円未満に該当する世帯でひとり親世帯、在宅障がい児(者)が同居している世帯等については保育料の負担軽減措置が始まり、基本額は2,600円、第2子は無料。
- 5 幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳以上児及び3歳未満児のうち市町村民税非課税世帯(階層「A」及び「B」)については令和元年10月1日以降の保育料は無償となった。

## ウ 開放保育事業

公立保育園の開放保育は平成4年に2園から始まり、現在では保育園が実施する子育て支援の中心事業の一つとして全ての公立保育園・認定こども園で実施している。子育て親子が安心して遊べる場所の提供、保護者間の交流の場づくり、育児相談や育児情報誌の発行など各園が工夫を凝らし積極的な支援活動を行っている。

年度 \ 区分	実施保育所	実施回数	参加児童数	参加児童数のうち 3歳未満児の人数
元	8	398	1,393	1,225
2	8	10	10	6

※令和2年4月10日以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

### (2) 助産施設

助産施設は経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の入所助産の措置をしており、市内は平塚市民病院に設置されている。令和元年度は5件、令和2年度は6件、実施した。

## 6 母子福祉資金等利子補給事業

母子世帯等の経済的自立と生活安定向上を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金利用者に対し、利子相当額を補給することによって、経済的負担の軽減と償還意欲の向上を図った。

件数及び金額

年度	件数 (件)	金額 (円)
元年度	3	6,224
2年度	3	5,776

## 7 ひとり親家庭等の医療費助成事業

母子家庭等に対し、医療保険診療分の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図った。

対象世帯数	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	計
R2. 3. 31 現在	1,836	74	11	1,921
R3. 3. 31 現在	1,745	57	15	1,817



8 母子家庭等自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が就業促進のために教育訓練や高等職業訓練を受けたとき費用の一部等を給付し、自立支援を図った。

(単位 人)

	教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金		計
		高等職業訓促進給付金	修了支援給付金	
元年度	11	8	4	23
2年度	7	6	4	17

9 子育て支援センター事業

豊田分庁舎で、子育て親子の交流ひろばの開設並びに育児不安についての相談及び地域の保育資源の情報提供などを実施し、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行った。(平成9年4月1日事業開始)

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月29日から令和2年6月14日まで臨時休所とし、再開後は感染予防対策を講じたうえで開所した。

利用者数	年度	大人	子ども	計
	元	8,788	10,821	19,609
	2	3,254	3,939	7,193

  

育児相談 件数	年度	面接	電話	その他
	元	2,919	23	367
	2	2,043	28	181

10 つどいの広場事業

主に乳幼児(0歳から3歳)とその親の交流・つどいの広場の提供や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習などを実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月29日から令和2年6月14日まで臨時休所とし、再開後は感染予防対策を講じたうえで開所した。

(1) つどいの広場「もこもこ」(平成17年9月27日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	元	3,623	3,806	7,429
	2	1,546	1,634	3,180

  

育児相談 件数	年度	件数
	元	411
	2	248

(2) つどいの広場「きりんのおうち」(平成22年2月26日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	元	5,819	6,298	12,117
	2	2,863	3,101	5,964

  

育児相談 件数	年度	件数
	元	800
	2	392

(3) つどいの広場「どれみ」(平成22年4月1日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	元	2,989	3,733	6,722
	2	1,397	1,643	3,040

育児相談 件数	年度	件数
	元	178
	2	186

(4) つどいの広場「ぼけっと」(平成29年4月1日事業開始)

利用件数	年度	大人	子ども	計
	元	2,011	2,158	4,169
	2	1,118	1,281	2,399

育児相談 件数	年度	件数
	元	38
	2	27

(5) つどいの広場「ここにくらす」(平成30年11月1日事業開始)

利用件数	年度	大人	子ども	計
	元	1,171	1,305	2,476
	2	616	663	1,279

育児相談 件数	年度	件数
	元	20
	2	44

11 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる会員組織を設立し、会員が地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援した。(平成15年7月1日相互援助活動開始)

会員数	年度	依頼会員	支援会員	両方会員
	元	1,425	261	30
	2	1,450	261	30

活動報告	年度	活動件数
	元	2,834
	2	1,317

12 病後児保育事業

生後6か月から小学校3年生までの児童が病気の回復期にあつて集団保育及び家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育した。(平成25年8月1日事業開始)

年度	登録者数	利用者数
元	194	270
2	116	107

### 13 地域療育システム事業

こども発達支援室を設置し、障がい（軽度発達障がいを含む）のおそれがある未就学児を中心とした相談を受け、経過観察に基づいて関係機関への紹介を行っている。

#### 療育相談事業

##### (1) 初回相談件数

	件数
元年度	291
2年度	269

##### 初回相談内容別件数(重複あり)

	言語	発達	身体	社会性	その他
元年度	150	58	6	52	31
2年度	124	22	11	112	6

##### (2) 専門相談件数

	実件数	延件数
元年度	760	2,911
2年度	746	3,193

##### 専門相談内訳(重複あり)

	臨床心理士	言語聴覚士	ことばの相談員	作業療法士	理学療法士	保育士
元年度	1,280	152	974	452	45	8
2年度	1,555	162	1,067	374	33	2

##### (3) 経過観察グループ

	実施回数	実件数	延件数
元年度	182	124	977
2年度	156	96	767

### 14 おやこ広場事業

市内4ヶ所の子どもの家を利用して、地域の親子が安心して遊べる場を提供し、子育て支援情報の提供や育児に関する様々な相談を行った。

	実施回数	参加児延べ人数	相談件数
元年度	30	312	63
2年度	24	214	58

### 15 小児医療費の助成事業

子どもたちの健全な育成支援と健康の増進を図るため、平成28年4月から通院年齢の引き上げを行い、中学3年生までの入院及び通院に係る医療費の助成を行っている。(小学生以上の所得制限については、令和2年1月に撤廃された。)

## (1) 医療証交付者数 (令和2年度)

(単位 人)

未就学児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	小計
	1,438	1,621	1,624	1,733	1,784	1,816	1,851	11,867
小学生	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児	12歳児		小計
	1,829	1,801	1,939	1,916	1,948	2,068		11,501
中学生	13歳児	14歳児	15歳児					小計
	2,019	2,035	1,981					6,035
							計	29,403

## (2) 小児医療費助成状況

	助成件数 (件)	助成額 (円)
元年度	380,528	740,453,800
2年度	309,575	651,491,994

## 16 児童発達支援等事業 (障害児通所給付、障害児相談支援等)

## (1) 児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活の動作や集団生活への適応訓練などの支援を行う。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
元年度	184	8,003
2年度	190	8,207

## (2) 放課後等デイサービス

学齢期の児童・生徒に対して放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や余暇支援などを行う。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
元年度	585	59,261
2年度	620	58,473

## (3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う児童に対して、保育所等を訪問し、他の児童との集団生活のために必要な支援を行う。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
元年度	17	251
2年度	27	267

## (4) 障害児相談支援

障害児とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用のための障害児支援利用計画を作成する。

	利用者数 (人)
元年度	694
2年度	716

## (5) 障がい児タイムケア

小学生の重症心身障がい児を対象に、放課後や長期休暇中の活動を支援する。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
元年度	1	46
2年度	0	0

## 第6章 保険年金

保険年金課

### 第1節 国民健康保険

昭和29年7月旭村の合併により、村営で実施していた国保を継承し、一部の地区実施という形態で運営されていたが、昭和31年9月国保実施町村である大野町ほか5か村（金目村は昭和32年10月合併）を合併したのに伴い、国民健康保険課が設置された。昭和32年4月からは、全市域を対象に実施している。国保診療報酬請求にかかる審査、支払事務については、昭和52年4月から県国保団体連合会へ委託した。昭和59年10月に退職者医療制度が創設された。国民健康保険制度の改正により、平成14年10月から、70歳以上の被保険者（昭和7年10月1日以後生まれの人）に「高齢受給者証」の交付を開始した。平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が創設された。

平成30年度からは国保制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、市は保険給付や税率の決定など、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うことになった。

#### 1 国保世帯、被保険者数 (単位 世帯、人)

年度	世帯数	被保険者	一般被保険者	介護保険制度第2号被保険者	人口	加入率 (%)
元	36,379	56,395	56,395	17,617	256,837	21.96
2	36,141	55,410	55,410	17,255	256,430	21.61
増減	-238	-985	-985	-362	-407	-0.35

介護保険制度第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）

#### 資格取得（加入者）の内訳 (単位 人 資料：事業年報)

年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
元	2,349	7,691	146	170	0	271	10,627
2	1,899	7,534	184	160	1	243	10,021
増減	-450	-157	38	-10	1	-28	-606

#### 資格喪失（脱退者）の内訳

年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
元	1,801	6,975	275	420	2,492	383	12,346
2	1,662	6,054	344	399	2,118	429	11,006
増減	-139	-921	69	-21	-374	46	-1,340

#### 2 国保運営協議会

国民健康保険法第11条の規定により、国保事業の運営に関する重要事項を審議し、併せて市長の諮問に応ずるために、設置している。被保険者を代表とする委員4人、保険医又は保険

薬剤師を代表する委員 4 人（一般医 2 人、歯科医 1 人、薬剤師 1 人）、公益を代表する委員 4 人、被用者保険等保険者を代表する委員 1 人の計 13 人で構成している。

### 3 保険給付

#### (1) 給付の種類及び内容

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置・手術その他の治療
- エ 病院又は診療所への入院
- オ 療養費（診療費、補装具、柔道整復師やはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術、移送等）
- カ 高額療養費（一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、超えた分を支給）
- キ 高額療養費（外来年間合算）（年間に外来診療で支払った医療費が一定額を超えた場合に支給）
- ク 高額介護合算療養費（限度額適用後の医療費と介護費が、合算して一定の額を超えたとき、超えた部分のうち医療費にかかる分を支給）

#### (2) 給付割合

- ア 「6歳に達する日以降の最初の3月31日以前」の幼児は8割
- イ 70歳以上75歳未満は8割。現役並み所得者は7割
- ウ 上記以外の被保険者は7割

#### (3) その他の給付

- ア 出産育児一時金  
被保険者が出産したとき 420,000 円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産したときは 404,000 円）を支給
- イ 葬祭費  
被保険者が死亡したとき 50,000 円を支給

#### 4 特定健康診査・特定保健指導

被保険者に対し、より健康的な生活習慣へと行動変容を促し、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、内臓脂肪症候群に着目した健診・保健指導を実施している。

年度		30	元	増減
特定 健康診査	対象者数（人）	41,294	39,788	-1,506
	受診者数（人）	14,195	13,221	-974
	受診率（%）	34.3	33.2	-1.1
特定 保健指導	対象者数（人）	1,548	1,330	-218
	（動機付け支援）	（1,213）	（1,069）	-144
	（積極的支援）	（335）	（261）	-74
	終了者数（人）	224	223	-1
	（動機付け支援）	（196）	（188）	-8
	（積極的支援）	（28）	（35）	7
	終了率（%）	14.5	16.8	2.3
	（動機付け支援）	（16.2）	（17.6）	1.4
（積極的支援）	（8.4）	（13.4）	5.0	

注：令和2年度の確定値は、令和3年11月末予定。

#### 5 国民健康保険税

国保財政の根幹ともいえるべき保険税の賦課徴収については、医療費の状況等を十分検討し、国保事業の健全な運営を期している。平成12年4月の介護保険制度の施行に伴い保険税（医療分）に介護保険の保険税（介護分）を合わせて国民健康保険税として徴収することとなった。また、平成20年4月から後期高齢者医療制度の施行に伴い、後期支援分を徴収することとなった。

平成31年4月から滞納整理事務に臨む体制を強化し、適正な賦課や収納率の向上のため、標準システムの導入や業務のデジタル化を進めている。

##### (1) 保険税の賦課方法

所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式

##### (2) 納期等

ア 納期 10期

イ 賦課期日 4月1日

ウ 賦課限度額 医療分 630,000円 後期支援分 190,000円

（令和2年度） 介護分 170,000円 （40歳～64歳まで）

##### (3) 収納方法

年金からの特別徴収、口座振替による納付、金融機関での直接納付、コンビニエンスストアでの直接納付。

国民健康保険税賦課徴収状況（現年分）

（単位 円 資料：事業年報・月報）

年度	区分	調定額	収納額	未収額	収納率 (%)	世帯当 り調定額	1人当 り調定額
元		5,770,299,360	5,255,650,039	514,649,321	91.08	156,614	100,465
	（一般被保険者分）	5,767,016,248	5,252,524,543	514,491,705	91.08	156,610	100,443
	（退職被保険者等分）	3,283,112	3,125,496	157,616	95.20	164,156	164,156
2		5,723,876,700	5,314,506,284	409,370,416	92.85	157,267	102,048
	（一般被保険者分）	5,723,844,639	5,314,474,223	409,370,416	92.85	157,270	102,049
	（退職被保険者等分）	32,061	32,061	0	100.00	32,061	32,061
増減		-46,422,660	58,856,245	-105,278,905	1.77	653	1,583
	（一般被保険者分）	-43,171,609	61,949,680	-105,121,289	1.77	660	1,606
	（退職被保険者等分）	-3,251,051	-3,093,435	-157,616	4.80	-132,095	-132,095

注：収納額には還付未済を含まない



6 決算（見込）状況

歳入		(単位 円)			
区分	元年度		2年度		増減
	決算額	比率	決算額	比率	
国民健康保険税	5,649,456,825	21.4%	5,575,306,803	22.3%	-74,150,022
一般被保険者国民健康保険税	5,643,293,444		5,574,032,762		-69,260,682
退職被保険者等国民健康保険税	6,163,381		1,274,041		-4,889,340
一部負担金	0	0.0%	0	0.0%	0
使用料及び手数料			16,800	0.0%	16,800
国庫支出金	38,000	0.0%	27,009,000	0.1%	26,971,000
国庫補助金	38,000		27,009,000		26,971,000
災害臨時特例補助金	38,000		21,729,000		21,691,000
社会保障・税番号制度システム整備費補助金			5,280,000		5,280,000
県支出金	18,003,245,745	68.3%	17,043,982,771	68.2%	-959,262,974
県補助金	18,003,245,745		17,043,982,771		-959,262,974
保険給付費等交付金	18,003,245,745		17,043,982,771		-959,262,974
普通交付金	17,569,006,745		16,649,558,771		-919,447,974
特別交付金（保険者努力支援分）	70,889,000		77,303,000		6,414,000
特別交付金 （特別調整交付金分（市町村分））	115,607,000		84,785,000		-30,822,000
特別交付金（県繰入金（2号分））	176,013,000		146,518,000		-29,495,000
特別交付金 （特定健康診査等負担金）	71,730,000		85,818,000		14,088,000
繰入金	2,384,253,559	9.1%	1,968,159,667	7.9%	-416,093,892
他会計繰入金	2,234,253,559		1,968,159,667		-266,093,892
保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	835,531,897		777,128,034		-58,403,863
保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	511,340,556		452,634,961		-58,705,595
職員給与費等繰入金	496,534,710		425,228,689		-71,306,021
出産育児一時金等繰入金	51,077,706		46,493,202		-4,584,504
国保財政安定化支援事業繰入金	70,530,690		74,674,781		4,144,091
その他一般会計繰入金	269,238,000		192,000,000		-77,238,000
基金繰入金	150,000,000		0		-150,000,000
繰越金	210,904,802	0.8%	287,830,714	1.2%	76,925,912
諸収入	98,669,159	0.4%	75,723,370	0.3%	-22,945,789
合 計	26,346,568,090	100.0%	24,978,029,125	100.0%	-1,368,538,965

## 歳出

(単位 円)

区分	元年度		2年度		増減
	決算額	比率	決算額	比率	
総務費	553,572,710	2.1%	431,384,689	1.7%	-122,188,021
保険給付費	17,715,136,011	68.0%	16,762,451,638	67.6%	-952,684,373
療養諸費	15,485,116,660		14,614,888,515		-870,228,145
一般被保険者療養給付費	15,254,088,059		14,411,713,888		-842,374,171
退職被保険者等療養給付費	10,458,314		0		-10,458,314
一般被保険者療養費	167,936,382		156,090,918		-11,845,464
退職被保険者等療養費	364,403		0		-364,403
審査支払手数料	52,269,502		47,083,709		-5,185,793
高額療養費	2,132,667,131		2,058,649,732		-74,017,399
一般被保険者高額療養費	2,130,528,118		2,057,843,055		-72,685,063
退職被保険者等高額療養費	1,558,142		0		-1,558,142
一般被保険者高額介護合算療養費	580,871		806,677		225,806
退職被保険者等高額介護合算療養費	0		0		0
移送費	38,070		0		-38,070
出産育児諸費	77,914,150		69,773,403		-8,140,747
葬祭諸費	19,400,000		19,050,000		-350,000
傷病手当金			89,988		89,988
国民健康保険事業費納付金	7,494,112,461	28.8%	7,176,553,881	29.0%	-317,558,580
医療給付費分	5,181,238,030		4,857,149,097		-324,088,933
一般被保険者医療給付費分	5,179,522,570		4,855,986,916		-323,535,654
退職被保険者等医療給付費分	1,715,460		1,162,181		-553,279
後期高齢者支援金等分	1,671,276,190		1,699,413,334		28,137,144
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,670,647,027		1,699,141,488		28,494,461
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	629,163		271,846		-357,317
介護納付金分	641,598,241		619,991,450		-21,606,791
共同事業拠出金	3,430	0.0%	2,730	0.0%	-700
保健事業費	238,595,916	0.9%	225,897,690	0.9%	-12,698,226
基本積立金	32,000,000	0.1%	157,124,207	0.6%	125,124,207
諸支出金	25,316,848	0.1%	34,870,976	0.2%	9,554,128
予備費	0	0.0%	0	0.0%	0
合計	26,058,737,376	100.0%	24,788,285,811	100.0%	-1,270,451,565
歳入歳出差引額	287,830,714		189,743,314		-98,087,400

## 第2節 国民年金

昭和36年に創設された国民年金制度は着実な発展をとげ、今日では国民の老後の生活を支える社会保障制度として重要な役割を果たしている。

一方、少子高齢化の進展や経済基調の変化等により、昨今の公的年金制度を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

こうした社会情勢から、長期的に安定した年金制度を運営するため、様々な法改正や制度の見直しが図られてきた。また、平成12年4月の地方分権一括法施行に伴い、それまで機関委任事務として行われてきた市町村の事務は法定受託事務として再編成された。さらに、平成22年1月に社会保険庁が廃止され、一連の業務が日本年金機構に委任・委託されるなど、国と市町村の役割分担についても見直しが行われている。

### 1 国民年金被保険者状況

(単位 人)

年度	人 口			被 保 険 者 数			比率 (%) (B/A)
	計 (A)	男	女	計 (B)	男	女	
元	256,837	128,235	128,602	49,713	16,375	33,338	19.4
2	256,430	127,960	128,470	49,003	16,331	32,672	19.1
増減	-407	-275	-132	-710	-44	-666	-0.3

(単位 人)

年度	区 分	被 保 険 者 適 用 状 況			
		計	第1号被保険者数		第3号被保険者数
			強制	任意	
元		49,713	30,239	488	18,986
2		49,003	30,171	457	18,375
増減		-710	-68	-31	-611

### 2 被保険者の異動状況

(単位 人)

年度	区 分	前年度 被保険者数	増加要因		減少要因		差引	現 在 被保険者数
			取得	転入	喪失	転出		
元		50,269	12,090	1,865	12,844	1,667	-556	49,713
2		49,713	10,639	1,898	11,427	1,820	-710	49,003
増減		-556	-1,451	33	-1,417	153	-154	-710

### 3 免除被保険者状況

(単位 人)

年度	区 分	強制被保険者数 (A)	免 除 者 数			免除率 (%) (B/A)
			計 (B)	法定免除	申請免除等	
元		30,239	11,585	2,824	8,761	38.3
2		30,171	11,819	2,887	8,932	39.2
増減		-68	234	63	171	0.9

### 第3節 後期高齢者医療

#### 1 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化の進展等、大きな社会環境の変化に伴い社会保障全体の費用が増え続け、特に医療費の伸びが著しい状況にあるなか、国民皆保険を維持しつつ将来にわたって医療保険制度を維持可能なものとしていくため、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し抜本的な医療制度の見直しが行われた。その見直しの一つとして、従来の老人保健制度が廃止となり平成20年4月1日より75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象とする後期高齢者医療制度が施行された。この制度は現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、それぞれが負担能力に応じて高齢者の医療費を安定的に支えていく医療保険制度である。制度運営は神奈川県内全ての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり保険証の交付、保険料の決定、医療を受けたときの給付等を行う。市町村は広域連合と連携を図り保険料の徴収、申請受付・相談などの窓口事務を行う。

#### (1) 後期高齢者医療保険料

被保険者一人一人が保険料を負担する。保険料は被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になる。納付方法は原則として年金からの天引きによる納付（特別徴収）か口座振替による納付、金融機関への直接納付（普通徴収）になる。

※ 保険料の「均等割額」並びに「所得割額」の算定率は神奈川県後期高齢者医療広域連合の条例で定められ、2年ごとに見直される。

なお、保険料には軽減措置が設けられている。

後期高齢者医療保険料賦課徴収状況（現年度） (単位 円)

区分 年度	調定額	収納額	未収額	収納率 (%)
28	2,437,791,890	2,422,706,840	15,085,050	99.38
29	2,572,985,350	2,558,220,890	14,764,460	99.43
30	2,633,340,800	2,622,578,460	10,762,340	99.59
元	2,769,060,580	2,755,574,120	13,486,460	99.51
2	2,999,983,080	2,989,345,980	10,637,100	99.65

(収納額には、還付未済を含む)

被保険者数 (単位 人)

	65歳以上75歳未満 の障害認定者	75歳以上	合計	前年比
平成29年3月31日現在	304	30,836	31,140	1,540
平成30年3月31日現在	286	32,331	32,617	1,477
平成31年3月31日現在	262	34,002	34,264	1,647
令和2年3月31日現在	237	35,180	35,417	1,153
令和3年3月31日現在	219	35,668	35,887	470

# 第7章 健康

健康課

## 第1節 保健衛生

「自分の健康は、自分で守る」という考え方を基本として、日常生活における健康づくりを支援するため、次の事業を実施している。

### 1 母子保健事業

母子の健康保持増進を図るため、妊娠・出産・育児に到るまでの一貫した事業として、母子健康手帳の交付、健康診査（妊婦健診、4か月児健診、8～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診）、乳幼児ケア、家庭訪問（妊産婦・新生児訪問等）、健康教育（母親父親教室、祖父母教室、むし歯予防教室、離乳食教室、幼児健診事後フォロー教室等）、健康相談（育児相談、7か月児相談、育児栄養相談）等を実施している。

#### (1) 母子保健事業推進連絡会

母子保健事業の円滑な推進を図ることを目的としている。構成員は、関係団体、関係機関から推薦された4人で構成している。令和2年度は書面会議を1回開催した。

#### (2) 子育て世代包括支援センター ひらつかネウボラールーム はぐくみ

切れ目のない育児支援を目的として妊娠期から子育て期(就学前)にわたるまでの様々な悩み、育児相談等に専門職が対応した。また、関係機関との連携により必要な支援につなげられた。平成31年4月から管理栄養士を配置し、健やかな妊娠、出産、育児のための適切な食生活を支援している。同年4月から、Hello Baby 育児体験や出産準備を個別に実施している。あわせて、令和元年10月から妊娠中及び産後の家庭に対し、家事や育児の負担軽減を目的に、産前・産後ヘルパー派遣事業を実施している。

#### ア 母子健康手帳の交付 (単位 冊)

日本語	外国語	合計
1,508	32	1,540

#### イ 育児相談 (単位 人)

面接	電話	合計
14	104	118

#### ウ 継続支援 (単位 人)

件数
115

#### エ ママはぐ

実施回数(回)	参加者延人数(組)
13	68

オ 栄養相談(単位 人)

件数
466

カ Hello Baby 育児体験

参加人数(組)
44

キ 産後メンタルヘルス相談

実施回数(回)	利用件数(件)
11	32

※新型コロナウイルス感染症予防のため1回中止

ク 関係機関との連絡調整 (単位 回)

妊娠・出産包括支援連携会議
2

ケ 産前・産後ヘルパー派遣事業

実施回数(回)	実施人数(人)
240	27

コ 養育支援訪問事業

実施回数(回)	実施人数(人)
65	6

(3) 各種教室

区分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
母親父親	16	290
祖父母	0	0
離乳食	25	321
むし歯予防	17	148

※父母の数のみ集計

※祖父母教室は新型コロナウイルス感染症予防のため中止

(4) 妊婦健康診査(個別方式) (単位 人)

受診者数	実受診者数	指導依頼
17,601	1,601	6

(5) 妊婦歯科健康診査 (単位 人)

受診者数
328

(6) 4か月児健康診査(個別方式)

(単位 人)

対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精検	管理中	事後指導者
1,560	1,495	49	78	131	332

(7) 8～10か月児健康診査(個別方式)

(単位 人)

対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精検	管理中	事後指導者
1,618	1,549	72	63	103	182

## (8) 1歳6か月児健康診査

(単位 人)

実施回数(回)	対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精検	管理中	う蝕有病者数
31	1,724	1,639	63	8	120	20

## (9) 2歳児歯科健康診査

(単位 人)

実施回数(回)	対象者数	受診者数	う蝕有病者数
23	1,675	738	24

## (10) 3歳児健康診査

(単位 人)

実施回数(回)	対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精検	管理中	う蝕有病者数
31	1,872	1,755	71	21	93	200

尿検査 (尿たん白)			視 覚 検 査			聴 覚 検 査		
－	±	＋	実施者数	二次検査対象者数	要精検	実施者数	二次検査対象者数	要精検
1,384	18	5	1,705	589	93	1,705	363	22

## (11) 乳幼児ケア (経過検診)

(単位 人)

実施回数(回)	受診者数	経過観察	要治療・精検
10	45	29	1

## (12) 乳幼児健康診査事後フォロー教室

親子教室 (1歳6か月児)

実施回数(回)	参加者延人数(人)
33	501

## (13) 家庭訪問実施状況

	被訪問指導 実人数(延人数)		職 種 別 人 数						実人数(延人数)			
			保 健 師 等		助 産 師		管理栄養士		歯科衛生士		心理相談員	
妊 婦	18	(26)	18	(26)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
産 婦	888	(987)	166	(242)	722	(745)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
未熟児	166	(200)	48	(78)	118	(122)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
新生児	60	(66)	32	(37)	28	(29)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
乳 児	1,212	(1,328)	605	(696)	591	(609)	16	(23)	0	(0)	0	(0)
幼 児	245	(387)	228	(370)	1	(1)	1	(1)	2	(2)	13	(13)
その他	64	(102)	62	(100)	1	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)

(14) 低出生体重児と保護者の集い（おひさまくらぶ）

実施回数(回)	参加者数(延人数)
3	38

(15) 育児相談

実施回数(回)	相談者数(人)	要観察者数(人)
18	347	20

(16) 7か月児相談

実施回数(回)	相談者数(人)	要観察者数(人)
16	538	62

(17) インターネット離乳食相談

件数
31

(18) 子どもの生活習慣病予防対策事業

小児期からの規則正しい食生活や運動等によって、小児期における生活習慣病の予防に努めるため、次の事業を実施した。

ア 5歳児肥満状況調査を公私立幼稚園・保育園・認定こども園の協力を得て実施し、肥満度の高い園児及び希望者を対象に「子どもの生活習慣病予防相談」を行った。参加者 親子4組

イ 巡回教室「育てよう、元気っ子教室」

公私立幼稚園・保育園・認定こども園に実施希望アンケートを行い、そのうちの希望園にて園児を対象に実施した。実施回数 23回 参加者 954人

ウ 関係機関を対象にした研修会をオンデマンド配信で実施した。

(19) 永久歯萌出期歯科保健事業

4歳児・5歳児のむし歯予防と永久歯列の健全な育成を目指し、公私立幼稚園・保育園への巡回教室を実施した。

※新型コロナウイルス感染症予防のため、一部内容を変更して実施。

実施延回数(回)	参加者数(人)
18	454

(20) 思春期対策連絡調整事業

思春期の中学生等に対し、生命の尊さ、母性・父性の養成を行い、健全な身体づくりについての正しい知識の普及を行った。



健康教育

実施回数(回)	参加者数(人)
6	664

(21) 貧血予防事業

貧血予防のために食事や生活を改善するための教室を8回実施し、131人の参加者があった。

2 健康増進事業

壮年期以後の生活習慣病の発症予防や早期発見、重症化予防のための保健事業の推進を図るため、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導を実施した。なお、健康手帳は、平成30年度から、健康増進法の一部改正により、厚生労働省のホームページから希望者がダウンロードすることになっている。

※健康教育、健康相談は新型コロナウイルス感染症予防のため、人数を制限して実施した。

(1) 健康教育

医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等が従事し、保健センター等で実施した。

区 分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
集 団 健 康 教 育	43	627
生活習慣病予防(講話)	3	51
生活習慣病予防(運動)	27	365
生活習慣病予防(栄養体験)	2	36
生活習慣病重症化予防(保健指導)	7	130
休養・こころの健康づくり	1	21
口腔の健康づくり	3	24
その他	0	0

(2) 健康相談

保健師、管理栄養士等が従事し、保健センターで健康相談を実施した。

※新型コロナウイルス感染症予防のため、3回中止した。

区 分	実施回数(回)	被指導 延人数(人)
ヘルスアップ相談	25	124

(3) 健康診査

ア 後期高齢者健康診査 (単位 人)

区 分	受診者数
後期高齢者健康診査	12,146

イ その他健診 (単位 人)

区 分	受診者数
その他健診	464

ウ 肝炎ウイルス検診 (単位 人)

区 分	受 診 者 数
肝炎ウイルス検診	3,588

エ がん検診 (単位 人)

区 分	受 診 者 数	要精密検査者数	がん発見者数	
胃がん	集 団	2,407	228	4
	施 設	173	22	0
大腸がん	集 団	3,238	227	2
	施 設	6,542	666	45
肺 が ん		21,805	761	9
子宮がん	集 団	1,635	23	1
	施 設	5,924	184	3
乳 が ん	集 団	1,304	102	6
	施 設	1,027	107	2
前立腺がん		107	3	0

オ 成人歯科検診 (単位 人)

区 分	対象者数	受診者数	要精密検査	要 指 導	異常なし
40歳	3,195	173	103	36	34
50歳	4,269	185	122	32	31
60歳	3,004	176	110	42	24
70歳	3,961	292	206	58	28
計	14,429	826	541	168	117

カ 骨密度測定

新型コロナウイルス感染症予防のため未実施。

## (4) 訪問指導

(単位 人)

区 分	被訪問指導 実人数 (延人数)		従事者別訪問延人数	
			従事者	延人数
要指導者等	212	(377)	保健師等	420
40歳未満	1	(1)	管理栄養士	1
40歳～64歳	80	(155)	歯科衛生士	0
65歳以上	131	(221)	計	421
閉じこもり予防	0	(0)		
40歳未満	0	(0)		
40歳～64歳	0	(0)		
介護家族者	0	(0)		
40歳～64歳	0	(0)		
その他	22	(43)		
40歳未満	18	(39)		
40歳～64歳	3	(3)		
65歳以上	1	(1)		
計	234	(420)		

## 3 感染症対策と予防接種・結核予防

## (1) 感染症対策

感染症予防のため知識の普及啓発を図るとともに、感染症発生時には感染症の類型に応じ患者宅及び周辺の消毒を行う。

なお、令和2年度の平塚保健福祉事務所管内の発生状況は、5類感染症が15件、4類感染症が7件、3類感染症が7件、2類感染症が33件、指定感染症が1,037件あった。

## (2) 予防接種

予防接種法に基づいて、四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）、三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、不活化ポリオ（小児マヒ）、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、ヒトパピローマウイルス感染症予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘（水ぼうそう）、B型肝炎、ロタ、インフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種を実施している。

予防接種実施状況

(単位 人)

種 類	接種者数				第2期 (二種混合)
	第 1 期				
	初 回 接 種			追加接種	
	第1回	第2回	第3回		
四種混合	1,520	1,560	1,590	1,746	
不活化ポリオ	1	1	1	1	1,855

種 類	接種者数			
	第 1 期			
	初 回 接 種			追加接種
	第1回	第2回	第3回	
三種混合	1	1	1	0

※三種混合は、平成28年7月に終了したため、終了後は四種混合に移行した。

種 類	接種者数	
	第1期	第2期
麻しん	0	0
風しん	0	0
麻しん・風しん混合	1,646	1,815

種 類	接種者数			
	第 1 期			第2期
	初 回 接 種		追加接種	
	第1回	第2回		
日本脳炎	2,030	2,049	1,964	2,144

種 類	接種者数
B C G	1,645

種 類	接種者数		
	1回目	2回目	3回目
ヒトパピローマウイルス 感染症予防	284	206	113

種 類	接種者数			
	1回目	2回目	3回目	追加接種
ヒブ	1,509	1,550	1,624	1,763

種 類	接種者数			
	1回目	2回目	3回目	追加接種
小児用肺炎球菌	1,494	1,517	1,549	1,695

種 類	接種者数	
	1回目	2回目
水痘（水ぼうそう）	1,648	1,673

種 類	接種者数		
	1回目	2回目	3回目
B型肝炎	1,484	1,516	1,586

種 類	接種者数
インフルエンザ	43,816

種 類	接種者数
高齢者用肺炎球菌	1,967

### (3) 風しん対策事業

風しんの流行に伴う対策として、先天性風しん症候群を予防するため、大人の風しん予防接種費用の一部助成事業を実施した。

実施状況

対象者区分	助成人数(人)	
	麻しん・風しん混合ワクチン	風しん単味ワクチン
妊娠を予定又は希望する女性	172	27
妊娠している女性の配偶者(子の父親)	24	3

### (4) 結核予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、胸部エックス線検診による健康診断を実施している。

結核予防事業実施状況 (単位 人)

種 類	種別	受診者数	要精検者数
胸部エックス線検診	集団	808	7

## 4 献血事業

市内各事業所、各種団体、学校等の協力を得て実施している。

献血状況

目標数(人)	献血数(人)	目標に対する達成率(%)	供給数(本)		
			200ml	400ml	成分
4,798	延4,906	102	166	4,740	0

## 5 地区組織活動

### (1) 平塚市健康推進員養成・育成事業

健康づくりに関心のある市民に対し、運動と休養を中心とした地域の健康づくり活動を推進するために必要な知識、技術等を習得する平塚市健康推進員養成講座を実施している。修了者は平塚市健康推進員連絡協議会へ入会し、健康づくり活動を行っている。また、健康推進員と

なっている者に対しても、活動をより円滑に実施していくために平塚市健康推進員育成講座を実施している。

令和2年度は、養成講座を8回実施し、延30人が受講した。また、養成講座を修了した4人を健康推進員に委嘱した。育成講座は年5回実施し、延33人の健康推進員が受講した。

(2) 平塚市食生活改善推進員養成・育成事業

健康づくりに必要な食生活改善の重要性を理解し、自主的に実践し、地域活動を推進していくための知識と実践のための技術を習得する平塚市食生活改善推進員養成講座を、保健センター等で9回実施し、7人が修了した。

養成講座を修了した後、食生活改善推進員としての活動母体である平塚市食生活改善推進団体へ入会し、地域における組織的な食生活改善活動を行っている。また、平塚市食生活改善推進団体に対して、最新の食情報の提供と地域活動の推進のための助言指導、会員の育成支援を行った。

(3) 地域健康づくり活動推進事業

地域住民と行政との協働により、市民の健康づくり意識の向上を図ることを目的として地域住民による自主的な健康づくり活動の支援を行った。

実施状況

区 分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
活動支援	5	75

6 地域健康づくり支援事業

新型コロナウイルス感染症予防のため、地域の団体からの依頼がなく、実施はなかった。

7 健康づくり推進事業

平塚市健康推進員連絡協議会に事業を委託し実施した。

新型コロナウイルス感染症予防のため、事業の一部が中止となった。

実施状況

区 分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
健康ウォーキング	7	304
くすの木体操	14	246
地区ブロック活動(健康教室)	5	167
体力チェック等の実施(地域団体からの依頼)	1	18
機関紙「けんこう」の発行	1	—

## 8 栄養改善指導事業

平塚市食生活改善推進団体の協力を得て実施した。

※地域食生活改善料理教室、食育教室は新型コロナウイルス感染症予防のため中止。

実施状況

教室名	実施回数(回)	受講者数(人)
離乳食教室	8	93
地域食生活改善料理教室	0	0
食育教室	0	0

## 9 食育推進事業

### (1) 平塚市食育推進会議

市民一人一人が実践できる食育のまちづくりを目標とした「平塚市食育推進計画」の推進、見直しをすることを目的としている。委員は市民団体、関係機関から推薦された14人及び市民公募の1人の合計15人で構成している。令和2年度は1回の書面会議を開催した。

### (2) 親子で朝ごはんクッキング教室

新型コロナウイルス感染症予防のため中止

## 10 推進体制

市民健康づくり推進協議会

市民の健康づくりを推進するための施策を協議し、市民の健康増進に寄与することを目的としている。委員は市民団体、関係機関から推薦された11人及び市民公募の2人の、合計13人で構成している。令和元年度は2回の会議を開催した。

## 第2節 保健センターと救急医療体制

本施設は、健康といきがいにあふれた、ふれあいのある湘南の都市の実現を目指し、保健事業を総合的に行う拠点として、平成20年4月に供用を開始した。

1階は休日・夜間急患診療所、休日・夜間急患歯科及び障がい者歯科診療所、2階は保健センター、3階は事務所部門となっている。

### 1 休日・夜間急患診療所

休日・夜間急患診療所の運営については、(一社)平塚市医師会、(一社)平塚歯科医師会及び(公社)平塚中郡薬剤師会の協力を得て、休日の昼夜間、平日夜間の診療を確保している。

休日の昼間は内科、小児科、外科及び歯科で、夜間は内科、小児科、外科の診療を行っている。

平成20年度から第2・4日曜日の昼間に眼科及び耳鼻咽喉科の診療を開始した。

平日の夜間は内科、小児科、外科の診療を行っている。平成6年度から土曜に、平成26年度から月曜から金曜に外科を加えた。

### 2 産婦人科の休日医療

産婦人科においては、二次救急医療機関による輪番制で実施した。

### 3 二次救急医療

二次救急医療については、休日及び平日(土曜の昼夜間)は、内科、小児科、外科、産婦人科を、平日(月～金の夜間)は内科、小児科を平塚・中郡地域内の4医療機関が輪番制で実施している。

救急医療対策事業実施状況

(単位 人)

区 分		休日	平日	区 分		休日	平日
休日・夜間 急患診療所	小児科	864	1,254	二次救急	小児科	331	692
	内科	1,224	1,691		内科	1,772	3,893
	外科	1,345	1,632		外科	1,294	904
	眼科	101	—		産婦人科	116	—
	耳鼻咽喉科	163	—				
	歯科診療	246	—				
	薬剤調剤	3,784	2,570				

### 4 障がい者歯科二次診療

障がい者の歯科医療を受ける機会を確保し、障がい者の健康の保持及び増進を図るため、(一社)平塚歯科医師会の協力を得て、木曜日及び土曜日に診療を実施している。

障がい者歯科二次診療利用状況

(単位 人)

診療日数(日)	初診患者数	再診患者数	合計	一日平均患者数
99	29	1,159	1,188	12.0



## 5 保健センター

本センターは、市民の健康増進を図るために地域保健活動を進めていく拠点となる施設でありセンターでの各種事業とともに、(一社)平塚市医師会、(一社)平塚歯科医師会、(公社)平塚中郡薬剤師会等の主催による会議や講演会等にも利用されている。

保健センター利用状況

	種 目	回 数 (回)	人 数(人)
健 康 診 査	幼児健診 (1歳6か月、3歳)	62	3,394
	歯科健診 (2歳)	21	738
	結核健康診断	5	499
	胃がん検診	15	1,745
	大腸がん検診	15	2,181
	子宮がん検診	15	1,164
	乳がん検診	15	930
健 康 相 談	育児相談	18	613
	成人相談	25	124
健 康 教 育	母子健康教育	127	1,177
	成人・老人健康教育	41	591
会 議 ・ そ の 他	健康推進員会議等	66	618
	食生活改善推進団体 (調理実習)	21	219
	各種講演会・会議等	117	2,531
計		563	16,524

## 第8章 介護保険事業

高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課

急速に高齢化が進む中、老後の最大の不安要因である「介護」の問題を社会全体で支える介護保険制度が平成12年4月1日より施行された。平成18年4月には、予防重視型システムへの転換や新たなサービス(地域密着型サービス)体系の確立などを盛り込んだ介護保険制度の改正が行われ、平成27年度には、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引上げや予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行されるなどの改正が行われた。

保険者として、平成29年度に策定した平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第7期])(平成30年度～令和2年度)に沿って、介護保険制度の円滑な運用に努めた。

### 1 被保険者の資格管理

市内に住所を有する者のうち、65歳以上となる第1号被保険者台帳を作成し、これにより資格や賦課、徴収等に関する情報を記載し、異動等があればそれぞれの履歴管理をした。第1号被保険者は、令和2年3月31日現在71,888人であったが、令和3年3月31日では72,580人と、692人の増となった。

第1号被保険者の異動状況 (単位 人)

資格取得				資格喪失			
転入	65歳到達	その他	計	転出	死亡	その他	計
552	2,946	94	3,592	402	2,454	44	2,900

### 2 要介護認定・要支援認定に関する事務

介護給付及び予防給付を受けようとする被保険者は、要介護又は要支援の認定を受ける必要があるため、医療・保健及び福祉の各分野から委嘱された56名(8合議体で区分)で構成される介護認定審査会において、認定にかかる審査及び判定を行った。

令和2年度における認定申請書の受理件数は7,423件で、介護認定審査会を延べ248回開催し、認定調査結果や主治医の意見書に基づき、7,427件の審査判定(認定)を行った。また、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いとして、更新申請の場合で認定調査時に面会が困難な被保険者には、要介護認定及び要支援認定の有効期間を従来の期間に最大12か月合算した。

平成18年度の制度改正により、要介護状態区分が予防的な対策が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」に区分されている。

#### (1) 申請件数

新規	更新	変更	計
3,020	2,827	1,576	7,423

#### (2) 審査判定(認定)件数

区分	非該当	要支援1	要支援2			
件数	54	992	647			
区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
件数	1,824	1,167	1,054	1,000	689	7,427

### 3 保険料の徴収に関する事務

第1号被保険者の保険料は、政令で定める基準にしたがい、市が定めた保険料率により算定した額を徴収することになるが、平成30年度から3年ごとの計画見直しにより、引き続き改定後の保険料額を徴収した。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対し、保険料の減免を行った。

第2号被保険者は各医療保険者が医療保険に上乗せして徴収し、社会保険診療報酬支払基金を経由して交付金を受けた。

#### (1) 第1号被保険者所得段階別状況

区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階
人数	11,205	4,673	4,599	10,572	9,207	10,237	4,284	6,008	6,053	2,386	1,082

第12段階	第13段階	第14段階	合計
1,045	311	918	72,580

#### (2) 保険料賦課徴収状況

保険料は、年金保険者（日本年金機構等）が支払う公的年金からあらかじめ天引きする特別徴収と、市が納付書を送付して直接徴収する普通徴収の方法により徴収した。

(令和3年5月31日現在)

区分	調定額	収納額	還付未済額	実収納額	未納	収納率
特別徴収	4,188,228,478円	4,191,077,672円	2,849,194円	4,188,228,478円	0円	100.0%
普通徴収	446,324,559円	407,384,336円	126,902円	407,257,434円	39,067,125円	91.25%
計	4,634,553,037円	4,598,462,008円	2,976,096円	4,595,485,912円	39,067,125円	99.16%

### 4 保険給付に関する事務

保険給付は居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに大別される。このうち居宅サービスは、要介護度に応じた支給限度額の範囲内でサービスが受けられる訪問通所と短期入所サービスの他、福祉用具購入費や住宅改修費などのサービスがあり、利用者の心身の状況や環境に応じ、本人の選択に基づいた適切なサービスを提供した。

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を継続するため、身近な生活圏域（市内13圏域）ごとに小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護などのサービスを提供した。

なお、平成28年4月から定員18人以下の通所介護が、地域密着型サービスへ移行された。

施設サービスは、平成17年10月に改正があり、入所者の食費・居住費は原則自己負担となっているが、低所得者に対して、過重な負担とならないように保険給付を補う制度が設けられてい

る。また、平成18年4月の改正で、介護予防サービスが創設された。「要支援1」、「要支援2」の利用者に対して、介護保険の基本理念である自立支援の観点から、生活機能の維持・向上を目指す介護予防サービスを提供した。

なお、事業者からのサービス費の請求の審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会に委託した。

(1) 保険給付の受給状況

(令和3年3月末現在)

区 分	要支援1	要支援2	小 計			経過的要介護
介護認定の状況	1,470人	1,282人	2,752人			0人
区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計
介護認定の状況	2,549人	2,420人	1,865人	1,449人	920人	9,203人
要支援1～要介護5の合計					11,955人	

(令和3年2月現在)

居宅（介護予防）サービス	要支援1	要支援2	小 計			経過的要介護
	506人	639人	1,145人			0人
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計
1,932人	2,000人	1,252人	779人	548人	6,511人	
要支援1～要介護5の合計					7,656人	

(令和3年2月現在)

地域密着型（介護予防）サービス	要支援1	要支援2	小 計			経過的要介護
	8人	8人	16人			0人
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計
683人	643人	396人	191人	124人	2,037人	
要支援1～要介護5の合計					2,053人	

(令和3年2月現在)

施設サービス	要支援1	要支援2	小 計			
	0人	0人	0人			
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
84人	157人	480人	509人	283人	1,513人	
要支援1～要介護5の合計					1,513人	

居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの受給者数 9,516人

## (2) 給付実績件数

(令和2年5月～令和3年4月審査分)

サービス名	件数 (月平均)	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問通所 サービス計	6,433	1,201	1,886	0	18,070	21,772	14,168	10,392	9,707
訪問介護	2,047	0	0	0	5,674	7,164	4,577	3,617	3,533
訪問入浴介護	198	0	13	0	51	118	308	632	1,255
訪問看護	1,352	500	904	0	3,011	3,929	2,891	2,400	2,592
訪問リハビリテーション	289	80	265	0	580	1,002	593	477	465
通所介護	1,985	0	0	0	7,334	7,661	4,593	2,599	1,630
通所リハビリテーション	562	621	704	0	1,420	1,898	1,206	667	232
福祉用具貸与	4,888	3,509	6,426	0	9,824	16,421	10,258	6,900	5,316
短期入所 サービス計	623	27	101	0	945	1,878	2,331	1,334	860
短期入所生活介護	601	27	101	0	917	1,791	2,217	1,316	845
短期入所療養介護	22	0	0	0	28	87	114	18	15
その他のサービス計	11,231	6,744	8,432	0	30,926	32,796	23,400	18,342	14,126
居宅療養管理指導	3,953	1,397	733	0	8,670	9,904	9,559	9,444	7,728
特定施設入居者 生活介護	649	757	227	0	1,912	1,344	1,211	1,443	888
居宅介護支援	5,519	/	/	0	19,990	21,203	12,349	7,265	5,418
介護予防支援	977	4,437	7,281	0	/	/	/	/	/
特定福祉用具販売 購入費支給	74	58	97	0	174	201	171	122	61
住宅改修費支給	60	95	94	0	180	144	110	68	31
地域密着型 サービス計	2,201	85	87	0	8,547	8,363	5,134	2,593	1,600
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	26	0	0	/	80	106	52	50	29
夜間対応型訪問 介護	12	0	0	/	34	25	32	24	30
地域密着型通所 介護	1,475	0	0	/	6,602	6,226	2,950	1,114	802
認知症対応型通所 介護	33	0	0	0	68	86	134	31	80
小規模多機能型居 宅介護	202	85	87	0	778	683	499	248	45
認知症対応型共同 生活介護	315	0	0	/	807	921	1,035	660	353
地域密着型特定施設 入居者生活介護	42	0	0	/	16	179	57	166	85
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	50	0	0	/	0	41	252	173	129
複合型サービス (看護小規模多機 能型居宅介護)	46	0	0	/	162	96	123	127	47
施設サービス計	1,540	0	0	/	1,044	1,897	5,540	6,328	3,666
介護老人福祉施設	1,017	0	0	/	364	846	3,788	4,432	2,770
介護老人保健施設	505	0	0	/	668	1,051	1,734	1,799	813
介護療養型医療施設	6	0	0	/	0	0	0	52	25
介護医療院	11	0	0	/	12	0	18	45	58

※ 月平均は小数点以下を四捨五入しているため、各サービスの合計と各計が一致しない場合がある。

## (3) 介護給付費の内訳

(単位 円)

保険給付等	介護予防サービス支出額	介護給付サービス支出額	合計支出額
居宅サービス等費	164,119,535	6,583,585,021	6,747,704,556
福祉用具購入費	3,745,248	20,358,355	24,103,603
住宅改修費	15,636,564	44,049,787	59,686,351
サービス計画費	55,267,460	1,021,601,777	1,076,869,237
地域密着型サービス費	11,374,396	3,072,209,297	3,083,583,693
施設サービス費	0	6,426,544,599	6,426,544,599
審査支払手数料		15,375,936	15,375,936
高額介護サービス等費		564,658,873	564,658,873
特定入所者介護サービス費	348,478	506,268,092	506,616,570
計			18,505,143,418

※ 審査支払手数料、高額介護サービス等費は介護予防・介護給付別の集計なし

## 5 地域支援事業

平成18年4月から予防重視型システムの転換などを目的として介護保険制度の改正が施行された。平成27年度には、介護予防給付のうち訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行されるなどの改正が行われ、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業を柱とした地域支援事業を実施した。

## (1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険制度の改正により、要支援認定者及び基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業の利用が望ましいことが判定された者（以下「事業対象者」という。）を対象に、従前においては介護予防訪問介護・介護予防通所介護として提供していたサービスを地域支援事業に位置付けて実施した。従前と同等の指定事業者によるサービスに加え、ボランティア等による多様なサービスを展開した。

## ア 令和2年度 事業対象者の申請数

各地域包括支援センターにて基本チェックリストを実施し、令和2年度においては、88人が介護予防・生活支援サービス事業を利用するために事業対象者の申請をした。

## イ 令和2年度 サービス事業費の内訳

(単位 円)

サービス名	内容	支出額
従前の訪問介護相当/訪問型サービスA（指定型）	指定事業者による従前の介護予防訪問介護と同等のサービス/基準を緩和したサービス	79,245,330
訪問型サービスA（委託型）	身体介護を伴わない生活援助	2,897,600
訪問型サービスB	ボランティア団体による生活援助	632,000
訪問型サービスC	専門職による短期集中的な訪問支援	0
従前の通所介護相当/通所型サービスA	指定事業者による従前の介護予防通所介護と同等のサービス/基準を緩和したサービス	242,524,356
通所型サービスC	短期集中的な介護予防教室	1,078,000
介護予防ケアマネジメント	ケアプランの作成等	48,250,618
計		374,627,904

(2) 一般介護予防事業

要介護認定に関わらず、原則、65歳以上の高齢者を対象として、個人の状況に合わせた介護予防を図るための事業を行う。

ア 健康教室

医師や歯科医師など専門家から体のことや口の健康についてなど、健康管理に役立つ話を聞くことで、介護予防について知識の普及啓発を行った。

イ 健康チャレンジリーダー養成講座

地域で活動している住民主体の通いの場（サロン）等において、介護予防を推進するリーダーを養成する目的で4日間の研修形式で実施した。

ウ 通いの場（サロン）

平成28年度より高齢者が気軽に通える健康チャレンジに取り組む場として支援している。

エ ひらつか元気応援ポイント事業

事業への参加を希望される65歳以上の方に手帳を交付し、指定された介護保険施設や子どもの施設等で活動を行い、活動の実績により手帳に押されたスタンプ数に応じて、介護保険料の未納のない方に交付金などを交付する。

事業名	開催回数	受講者人数（延べ数）
健康教室（市直営）	5回	45人
健康チャレンジリーダー養成講座	1クール（3回1クール）	12人
通いの場（サロン） 実施団体数 119団体 （町内福祉村 18団体） （町内福祉村以外 101団体）	9,592回（延べ回数） （町内福祉村 4,883回） （町内福祉村以外 4,709回）	87,673人（延べ人数） （町内福祉村 37,882人） （町内福祉村以外 49,791人）

	事業費	委託事業者	実施回数	延参加者
ひらつか元気応援ポイント事業	359,088円 （交付金交付額）	1法人	受入施設 69箇所	（会員数）148人

(3) 包括的支援事業

平成18年4月に在宅介護支援センターに代わる地域の高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを社会福祉法人等に委託をして8箇所設置した。平成28年度から29年度にかけて5か所増設し、令和2年度末時点で、計13箇所に設置している。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー、認知症地域支援推進員の専門職を配置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防支援等を行っている。

また、平成29年10月には地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から在宅医療・介護に関する相談を受けたり、多職種連携を図る研修を実施したりする「平塚市在宅医療・介護

連携支援センター」を平塚市社会福祉協議会に委託して開設した。

認知症支援施策としては、市民への認知症に対する理解と予防策の普及啓発に努めた。また、認知症の早期発見・早期対応に向けて認知症地域支援推進員や「認知症初期集中支援チーム」を活用し、また、タブレット端末を利用した簡易認知機能検査を実施するなど支援体制の充実を図った。

	事業費	相談等取扱件数
平塚市地域包括支援センター（13箇所）	267,960,000円	21,460件

#### (4) 任意事業

地域の実情に応じた事業の取り組みを目的としており、家族介護支援事業等必要な支援を行う。

##### ア 家族介護教室事業等

事業名	事業費	委託事業者	延べ数
家族介護教室事業（集団）	300,000円	5法人	27人
家族介護用品支給事業	4,899,840円	1社	645人
成年後見利用支援事業（市長申立）	246,900円	—	11件
成年後見利用支援事業（報酬助成）	2,240,771円	—	14件

##### イ 介護相談員派遣事業等

事業名	事業費	事業内容
介護相談員派遣事業		新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止した。
介護保険任意事業		
ケアマネジメントリーダー活動促進	40,000円	研修会1回開催
ひらつか地域介護システム会議運営委託	1,789,700円	部会、事業別連絡会

#### 6 事業者一覧

平成18年4月の制度改正により介護予防サービスが創設された。指定介護予防サービス事業者は、生活機能の維持・改善に向けたサービス提供を行っている。

##### (1) 介護給付サービス事業所（要介護1～要介護5の利用者を対象）

	指定事業所数		指定事業所数
居宅介護支援	67	認知症対応型共同生活介護	19
訪問介護	62	認知症対応型通所介護	2
訪問入浴介護	5	小規模多機能型居宅介護	10
訪問看護	68	地域密着型特定施設入居者生活介護	2
訪問リハビリテーション	18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2
居宅療養管理指導	341	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
通所介護	34	夜間対応型訪問介護	1
通所リハビリテーション	8	看護小規模多機能型居宅介護	3



	指定事業所数		指定事業所数
福祉用具貸与	17	地域密着型通所介護	61
特定福祉用具販売	18	介護老人福祉施設	13
短期入所生活介護	17	介護老人保健施設	6
短期入所療養介護	6	介護療養型医療施設	0
特定施設入居者生活介護	20	計	802

(2) 介護予防サービス事業所（要支援1、要支援2の利用者を対象）

	指定事業所数		指定事業所数
介護予防支援	13	介護予防特定福祉用具販売	18
介護予防訪問入浴介護	5	介護予防短期入所生活介護	16
介護予防訪問看護	61	介護予防短期入所療養介護	6
介護予防訪問リハビリテーション	17	介護予防特定施設入居者生活介護	19
介護予防居宅療養管理指導	320	介護予防認知症対応型共同生活介護	19
介護予防通所リハビリテーション	8	介護予防認知症対応型通所介護	1
介護予防福祉用具貸与	16	介護予防小規模多機能型居宅介護	10
		計	529

7 平塚市介護保険運営協議会

介護保険に関する施策を総合的かつ計画的に遂行するため、平成12年9月8日に平塚市介護保険運営協議会を設置した。平成18年4月の制度改正により、地域密着型サービスの指定、指導・監督権限を市が有することとなった。介護保険事業計画の整備目標に基づく指定にあたっては、介護保険運営協議会の意見を徴している。

協議会は被保険者代表、事業者代表、公益代表、学識経験者の4部門から選出された13人で構成されており、介護保険事業計画の策定及び変更、進捗状況の評価等を行うことを目的とし、令和2年度は5回開催された。

8 平塚市地域包括支援センター運営協議会

平塚市地域包括支援センターの設置・運営に当たって、その公正・中立性を図るために、平成18年8月に平塚市地域包括支援センター運営協議会を設置している。

委員は1号被保険者代表、2号被保険者代表、公益代表、学識経験者の4部門から選出された12人で構成されており、令和2年度は3回開催された。

9 平塚市在宅医療介護連携推進協議会

在宅医療・介護連携の課題の抽出及びその対応策の検討や切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制の構築、推進のため、平成29年4月より平塚市在宅医療介護連携推進協議会を設置してい

る。

委員は医療関係者の代表、介護事業所の代表、学識経験者等から選出された15人で構成されており、令和2年度は3回開催された。

## 第9章 市民病院

病院総務課

本院は、昭和43年に設立され平成30年10月に開設50周年を迎えたが、これまで市民や地域住民の求める良質かつ高度な医療の提供と増進に努めてきた。また、平成22年4月には地方公営企業法全部適用に移行し、経営責任を明確にするため、病院事業管理者を設置した。

本院では、平成21年度から病院整備事業に着手し、平成28年5月に新館がオープン、平成29年4月には神奈川県から救命救急センターの指定を受け、平成31年3月にグランドオープンを迎えた。

また、平成29年度からの新たな計画である将来構想「平塚市民病院 Future Vision 2017-2025」を策定し、新たな理念、「私たちは、地域医療と市民生命をまもります」を掲げ、これまで公立病院として担ってきた、地域に根ざした高度医療、急性期医療及び政策的医療を今後も持続的に提供することとしている。

### 1 業務量 (令和2年度)

(単位 人)

区 分	入 院		外 来	
	延患者数	1日当たり	延患者数	1日当たり
4 月	8,823	294.1	12,408	590.9
5 月	8,860	285.8	11,546	641.4
6 月	8,719	290.6	14,733	669.7
7 月	9,485	306.0	15,426	734.6
8 月	10,155	327.6	15,014	750.7
9 月	9,814	327.1	15,450	772.5
10 月	10,121	326.5	16,133	733.3
11 月	9,852	328.4	14,438	759.9
12 月	10,075	325.0	15,772	788.6
1 月	9,429	304.2	13,761	724.3
2 月	8,608	307.4	13,388	743.8
3 月	9,598	309.6	16,567	720.3
計	113,539	311.1	174,636	718.7
前年度	127,681	348.9	201,451	829.0
比較増減	▲ 14,142	▲ 37.8	▲ 26,815	▲ 110.3

### 2 職員数

(単位 人)

職 種		職員数	職 種		職員数
医 師		94	看 護 職	助 産 師	35
医 療 技 術 職	薬 剤 師	24		看 護 師	372
	診 療 放 射 線 技 師	28	事 務 職	管 理 栄 養 士	5
	臨 床 検 査 技 師	28		一 般 事 務	33
	臨 床 工 学 技 士	9		社 会 福 祉 士	4
	理 学 療 法 士	10		精 神 保 健 福 祉 士	1
	作 業 療 法 士	4		公 認 心 理 師	1
	視 能 訓 練 士	1		保 育 士	1
	言 語 聴 覚 士	2	技 能 労 務 職	看 護 補 助 員	5
			計	657	

### 3 収入・支出

#### (1) 収益の収入及び支出

収 入			支 出		
科 目	決 算 額	構 成 比	科 目	決 算 額	構 成 比
	円	%		円	%
病院事業収益	16,896,120,292	100.0	病院事業費用	14,574,926,777	100.0
医業収益	11,308,948,594	66.9	医業費用	14,163,191,714	97.2
医業外収益	5,226,294,960	30.9	医業外費用	167,810,256	1.1
特別利益	360,876,738	2.2	特別損失	243,924,807	1.7

#### (2) 資本の収入及び支出

科 目	決 算 額	構 成 比	科 目	決 算 額	構 成 比
	円	%		円	%
資本の収入	859,226,184	100.0	資本の支出	1,477,463,436	100.0
企業債	257,600,000	30.0	建設改良費	912,786,765	61.8
負担金	335,457,000	39.1	企業債償還金	537,462,671	36.4
貸付金返還金	9,606,584	1.1	差入保証金	1,686,000	0.1
差入保証金返還金	1,963,000	0.2	職員貸付金	25,528,000	1.7
補助金	251,854,000	29.3			
寄附金	2,745,600	0.3			

#### 4 器械備品等整備状況

注射薬払出装置	フラットディテクター型 デジタルイメージングシステム	人工呼吸器
セラビーム(紫外線治療器)	内視鏡システム	高精度線量計
血液ガス分析装置	X線TV装置	超音波診断装置
ビデオラパロスコープセット	大腸ビデオスコープ	乳房X線撮影装置
インピーダンスオージオメータ	HOLEPシステム	リニアック(高精度 放射線治療装置)
マルチスライスCT装置 (320列1台、80列1台、64列1 台)	白内障手術装置	人工心肺システム
IVR-CT装置	搬送用保育器	手術用顕微鏡
循環器用血管連続撮影装置 (バイプレーン)	デジタルガンマカメラ	X線骨密度測定装置
マルチカラーレーザー光凝固装置	磁気共鳴断層撮影装置(MRI)	ナビゲーション システム
全身麻酔装置	分娩監視システム	遺伝子検査装置
紫外線照射システム	その他	